令和４年度業務実績等報告書
に係る参考資料

独立行政法人農業者年金基金

第１　国民に対し提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

１　農業者年金事業

申出書等の標準処理期間内の処理状況調査の結果について

令和４年９月

標準処理期間を定めた申出書等の処理状況の調査結果について、下記のとおり公表します。

記

申出書等の種類	標準処理期間	処理件数（８月分）	標準処理期間内処理件数	標準処理期間内処理率(%)
加入申込書等	30 日	230	230	100.00
年金裁定請求書等	60 日･75 日	2,449	2,437	99.57
合　　計	―	2,679	2,667	99.55

注１　独立行政法人農業者年金基金が令和４年８月中に処理を行った申出書等について、処理状況の調査を行った。

２　記載内容の不備、添付書類もれ等により、受託機関を通じて申請者等に返戻した後、再度受付処理したものは除いている。

３　独立行政法人農業者年金基金中期計画において、加入申込書等についてはその 97%以上を、また年金裁定請求書等についてはその 98%以上を標準処理期間内において、処理することとしている。

申出書等の標準処理期間内の処理状況調査の結果について

令和５年３月

標準処理期間を定めた申出書等の処理状況の調査結果について、下記のとおり公表します。

記

申出書等の種類	標準処理期間	処理件数（２月分）	標準処理期間内処理件数	標準処理期間内処理率(%)
加入申込書等	30 日	451	451	100.00
年金裁定請求書等	60 日･75 日	3,162	3,150	99.62
合　　計	―	3,613	3,601	99.66

注１　独立行政法人農業者年金基金が令和５年２月中に処理を行った申出書等について、処理状況の調査を行った。

２　記載内容の不備、添付書類もれ等により、受託機関を通じて申請者等に返戻した後、再度受付処理したものは除いている。

３　独立行政法人農業者年金基金中期計画において、加入申込書等についてはその 97%以上を、また年金裁定請求書等についてはその 98%以上を標準処理期間内において、処理することとしている。

２　年金資産の安全かつ効率的な運用

年金給付等準備金運用の基本方針（要約）

変更適用：令和４年４月１日

□ 運用の目的

資産の安全かつ効率的な管理・運用を行い、将来にわたり、年金・死亡一時金の給付を安定的に行うため、想定したリスクのもとで、可能な限りの総合収益を長期的に確保する。

□ 資産構成と運用目標

・資産の性格に応じて下記ポートフォリオ（注１）に区分し、分別管理を行う。

(注1)複数の資産により構成された資産全体のこと。

ポートフォリオ毎に政策アセットミクス（注２）を策定し、それぞれ運用目標を規定。

(注2)中長期的に維持すべき資産構成割合のこと。

（１）被保険者ポートフォリオ

①政策アセットミクス

	国内債券	国内株式	外国債券 （為替ヘッジあり）	外国株式
政策アセットミクス	56%	12%	20%	12%
乖離許容幅	±10%	±４%	±２%	±４%

キャッシュフロー等への対応に見込まれる額については、短期資産で保有するものとする。

②ベンチマーク

国内債券：ＮＯＭＵＲＡボンド・パフォーマンス・インデックス（総合）

国内株式：ＴＯＰＩＸ（配当込み。東京証券取引所発表のもの。）

外国債券：ＦＴＳＥ世界国債インデックス（日本を除く。円換算。為替ヘッジあり。）

外国株式：ＭＳＣＩ－ＫＯＫＵＳＡＩ（源泉税控除前配当再投資。円換算。）

③目標

複合ベンチマーク（注３）に相当する収益率を確保すること。

(注3)投資対象資産毎に運用成績の良否を判定するため、ポートフォリオの収益率との相対比較の基準となる市場平均指標（ベンチマーク）を定めている。複合ベンチマークとは、政策アセットミクスを維持し、各資産がベンチマーク並の収益率を上げたとして得られる資産全体の収益率のことをさす。

④その他

政策アセットミクスについては、定期的に検証し、必要に応じて見直しを行う。

（２）受給権者ポートフォリオ

①政策アセットミクス

	国内債券
政策アセットミクス	100%

年金・一時金の支払待機資金及び調整準備金への繰入が見込まれる額については、短期資産で保有するものとする。

②ベンチマーク

国内債券：債務の評価額から、年金・一時金の支払待機資金として保有する短期資産等を控除した額

③目標

資産の評価額の変動を、債務の評価額の変動に一致させることを基本とする。

（３）被保険者危険準備金（注４）ポートフォリオ及び受給権者危険準備金（注４）ポートフォリオ

(注4)被保険者・待期者に対する付利額の安定的増加を図るため、又は受給権者への年金支給を安定的に行うため、運用益の一部を留保し積立てた準備金

①政策アセットミクス

	短期資産
政策アセットミクス	100%

②ベンチマーク

短期資産：譲渡性預金平均金利（新規発行分）／30 日未満（月平均）

③目標

流動性及び元本の確保を重視した運用を行う。

□ 資産の管理・運用組織
・運用担当部門と運用監視担当部門を独立して設置
・資金運用委員会の設置（資産の運用・管理に関する重要事項を検討）

□ 自家運用・外部運用の選択
各ポートフォリオの政策アセットミクスに基づき、投資対象資産の区分毎に自家運用・外部運用の選択を行う。ただし、自家運用の対象資産は、短期資産及び国内債券に限定。

□ 受託機関の選任
・外部運用を行う場合は、所定の審査により最も適切な運用受託機関及び資産管理受託機関の選任を行う。

□ 運用業務等に関し遵守すべき事項
・法令の遵守
・被保険者及び受給権者等に対する基金の受託者責任（善管注意義務、忠実義務）
・基金に対する受託機関の受託者責任（善管注意義務、忠実義務）
・運用ガイドライン（注5）等の遵守
（注5）運用受託機関に対して資産構成割合、運用手法、運用目標等を指示する書面
・運用受託機関が運用上遵守すべき事項
（全般的な事項）
基金資産の単独運用、有価証券取引における総執行コストの軽減等
（各投資対象資産）
運用スタイルに応じた銘柄選定の基準、適切な分散化、株式における信用取引の禁止等
・資産管理受託機関が遵守すべき事項
基金の資産の分別管理等
・自家運用において遵守すべき事項
満期保有目的債券にかかる会計基準の遵守等

□ 資産の管理・運用状況に関する報告
・自家運用に係る理事長への報告（四半期毎）
・運用受託機関からの基金への報告及びミーティング（四半期毎）
・資産管理受託機関からの基金への報告（月次）
・全体の資産に係る理事長への報告（四半期毎）

□ 運用業務等の評価

・自家運用については、被保険者ポートフォリオについてベンチマークとの比較評価及び運用受託機関との比較評価を行う。

・運用受託機関については、パフォーマンスの定量評価に加え、人材・運用プロセス等の定性評価を加えた総合評価を定期的に行う。

・資産管理受託機関については、事務管理能力等の定性評価を定期的に行う。

・全体の資産についてベンチマーク又は複合ベンチマークとの比較評価を行う。

□ 委託契約の変更･解除

・運用業務の評価等に基づき、運用委託額の変更又は委託契約の解除を行うことがある。

・市場価格の大幅な変動により基金全体の資産構成が政策アセットミクスから著しく乖離し、その修正を行う必要がある場合等においては、政策的に運用委託額の変更等を行うことがある。

令和３年８月１日現在

資金運用委員会　委員名簿

◎　明田　雅昭　　公益財団法人日本証券経済研究所
　　特任リサーチ・フェロー

　　菅原　晴樹　　株式会社カドタ・アンド・カンパニー
　　シニアアドバイザー

　　徳島　勝幸　　株式会社ニッセイ基礎研究所
　　取締役金融研究部研究理事年金研究部長
　　兼年金総合リサーチセンター長
　　兼 ESG 推進室長

〇　枇杷　高志　　有限責任あずさ監査法人
　　金融アドバイザリー事業部 パートナー

◎：委員長　〇：委員長代理

（五十音順、敬称略）

令和４年度第１回　独立行政法人農業者年金基金資金運用委員会　議事概要

１．開催日時

令和４年６月１３日（月）１３：３０～１４：４０

２．開催場所

独立行政法人農業者年金基金　特別会議室

３．出席委員

・明田 雅昭 委員長　・菅原 晴樹 委員　・德島 勝幸 委員　・枇杷 高志 委員

４．議事

（１）被保険者ポートフォリオの政策アセットミクスの変更について（報告）

（２）令和３年度運用結果について（報告）

（３）令和３年度運用業務等の評価について

（４）政策アセットミクスの検証について

（５）その他

５．概要

（１）被保険者ポートフォリオの政策アセットミクスの変更について（報告）

令和３年度第２回資金運用委員会において了承された被保険者ポートフォリオの政策アセットミクスの変更に係るオペレーションの状況について、事務局から報告を行った。

（２）令和３年度運用結果（報告）及び令和３年度運用業務等の評価について

令和３年度通期における各ポートフォリオの運用結果を報告の上、各ポートフォリオがベンチマーク並みの収益率をあげており、運用受託機関等の業務執行等においても問題がないことを事務局から説明し、了承された。

（３）政策アセットミクスの検証について

最新の金融経済情勢を踏まえ、新たな政策アセットミクスにおける運用の効率性の検証を行い、現行の政策アセットミクスは効率的フロンティアの近傍に位置しており、効率性は維持されていることを確認した。

ただし、インフレ圧力の高まりなどにより金融経済見通しの不確実性が高まっていることに加えて、効率的フロンティアの導出に係る制約によっては乖離する可能

性がある点についても確認した。

〔委員からの主な意見等〕

① 足元の金融経済環境については、前回の金融経済シナリオと比べて大きく変わっているようにも思われるが、基金はあくまでも中長期的な観点で運用していることを踏まえれば、政策アセットミクスを再度変える必要があるほどの変化ではないと考える。

② 国内債券におけるバーベル型運用については、キャリーロールダウン効果が得られているものの、金利が大きく変動した場合は収益率が野村 BPI 総合に比べてマイナスに振れた令和３年度運用実績も踏まえ、バーベル型運用の継続可否について検討する必要があると考える。

③ 今般の政策アセットミクスの変更に伴い、為替ヘッジ有り外国債券の保有割合を２０％に引き上げたところであるが、今後の政策アセットミクスの検討においては、乖離許容幅についても議論してはどうか。

④ 現在の政策アセットミクスにおいては、国内株式と外国株式を１２％ずつ保有しているが、今回の検証の前提の下で効率性だけでみれば、国内株式の保有割合を引き下げることが合理的といえるとも考えられる。今後の中長期的な検討課題として、これらの保有割合について検討してはどうか。

（以上）

令和４年度第２回　独立行政法人農業者年金基金資金運用委員会　議事概要

１．開催日時

令和５年３月８日（水）１４：００～１４：３７

２．開催場所

Ｗｅｂ会議システム（事務局は独立行政法人農業者年金基金特別会議室から説明）

３．出席委員

・明田 雅昭 委員長 ・菅原 晴樹 委員 ・徳島 勝幸 委員 ・枇杷 高志 委員

（全委員がＷｅｂ会議システムによる出席）

４．議事

（１）報告事項

次期中期計画期間における運用受託機関等の選任について

（２）審議事項

バーベル型運用に係る運用評価及び当面の対応について

５．概要

（１）次期中期計画期間における運用受託機関等の選任について（報告）

今年度が今期中期計画期間の最終年度であり、平成30年度に締結した運用受託機関及び資産管理受託機関（以下「運用受託機関等」という。）との契約が満了となる。これに伴い、次期中期計画期間における運用受託機関等について公募を行い、定性評価及び価格競争による総合評価の結果、三井住友信託銀行株式会社を選任したことについて報告した。

（２）バーベル型運用に係る運用評価及び当面の対応について

①　運用評価

異次元緩和下における暫定的な対応として平成30年度から開始した中、野村BPI総合による代替運用として実施してきたが、昨年12月におけるイールドカーブ・コントロール（以下「ＹＣＣ」という。）の修正等を背景として、債券市場は異次元緩和前の金利水準に戻りつつあり、市場環境の変化に適応していない可能性がある。

②　当面の対応

金融政策の見直しについての観測に伴い、債券市場は不確実性が高まっていることから、日本銀行新執行部の発足後、一定期間は金融政策の方向性を見極める必要があると考えられる。

このため、バーベル型運用については、タイミングリスクの抑制を目的として一定期間は継続するが、野村BPI総合への回帰など、これに代わる新たな投資戦略について、事務局案を可能な限り早期にとりまとめた上で、来年度上期に審議することが了承された。

〔委員からの主な意見等〕

○　バーベル型運用のパフォーマンス及び足許の市場環境を踏まえれば、バーベル型運用に代わる新たな投資戦略については、来年度上期の早い時期に審議する必要があると考える。

○　野村BPI総合へのパッシブ運用に回帰する場合、足許の市場環境を踏まえた暫定的な対応としては、以下のようなものも考えられるのではないか。

・　利回りがマイナスとなっている債券及びイールドカーブの歪みに伴い割高化している債券は保有せず、それ以外の年限の債券を保有する。

・　ＹＣＣの対象ではない残存10年を超える債券は保有せず、残存10年以下の年限の債券を保有する。

○　いずれにしても、新たな投資戦略の検討に当たっては、上記のような対応案と野村BPI総合に回帰した純粋なパッシブ運用とをよく比較する必要があるのではないか。

（以上）

令和４年 11 月
独立行政法人農業者年金基金

スチュワードシップ責任を果たすための方針の実施状況について

独立行政法人農業者年金基金（以下「当基金」という。）は、平成 26 年９月に、「資産保有者としての機関投資家」（以下「アセットオーナー」という。）として、日本版スチュワードシップ・コードを受け入れることを表明するとともに、「スチュワードシップ責任を果たすための方針」（以下「方針」という。）を策定・公表しました。

当基金では、この方針に基づき、スチュワードシップ活動の実施状況をホームページで公表することとしています。

今般、令和３年７月から令和４年６月までの当基金の実施状況を取りまとめましたので、次のとおり公表します。

１．当基金における実施状況

当基金では、運用受託機関を通じてスチュワードシップ活動を実施しているため、運用受託機関に対して当基金の方針に則した対応を求めています。

あわせて、運用受託機関に対して「企業との対話」（以下「エンゲージメント」という。）や「株主議決権行使状況」などの対応方針やその実施状況の報告を求め、運用受託機関における対応方針や活動状況が当基金の方針に則した対応となっているかについて確認することとしています。

このため、運用受託機関とのミーティング等を通じて確認を行っており、令和３年７月から令和４年６月までの運用受託機関における対応は、以下のとおり、当基金の方針に則したものでした。

（１）対応方針

運用受託機関でも、日本版スチュワードシップ・コードを受け入れ、自らの対応方針を定めています。この方針の内容は、本コードの趣旨に沿うものであり、これは当基金の方針に則したものでした。

（２）スチュワードシップ活動の実施状況

運用受託機関では、明確な方針によるエンゲージメントの実施や株主議決権行使等を通じて投資先企業の企業価値向上等に取り組んでおり、これは当基金の方針に則したものでした。（具体的な内容は、「２．」に記載しています。）また、運用受託機関に対して、引き続き当基金の方針に則して実施するよう指示しました。

さらに、当基金としても、運用受託機関からのヒアリング及び運用受託機関の自己評価などの活用により、投資先企業の情報収集に努めるとともに、運用受託機関と投資先企業の間で行われる対話の質の向上に着目したモニタリングを行いました。

２.運用受託機関における実施状況

令和３年７月から令和４年６月までの運用受託機関におけるエンゲージメントや株主議決権行使状況などの実施状況のうち、当基金に関連するものとしては、以下のとおりです。

（１）対応方針

運用受託機関では、日本版スチュワードシップ・コードの趣旨に賛同し、これを受け入れており、本コードの趣旨を踏まえ、自らの対応方針を定めています。

また、当該対応方針に基づき、中長期的視点から投資先企業の企業価値及び資本効率を高め、その持続的成長を促すことを目的として企業とのエンゲージメントや株主議決権行使等を行っていました。

具体的には、エンゲージメントについては、社会課題の解決を通じた企業価値創造及び「リターン＝事業機会の拡大」を重視することを基本姿勢とし、議決権行使については、企業に対し中長期的な企業価値向上を目的とした経営を行うよう強く求めるとともに、適切なガバナンスの下、環境・社会にも配慮した健全な企業行動を促すことを目的としていました。

（２）スチュワードシップ活動の推進体制

運用受託機関では、責任投資の専門部署を設置し、議決権行使・エンゲージメント活動全般の高度化を図っていました。

具体的には、特に重要とされる利益相反を実効的に管理するため、「責任投資委員会」が議決権行使をはじめとしたスチュワードシップ活動全般を統括するとともに、利益相反の適切な管理に努めていました。

親会社、利益相反の観点で最も重要な会社の議案については、独立した第三者である議決権行使助言会社にガイドラインに基づく助言を求め、独立社外取締役が過半を占める「議決権行使諮問会議」に諮問し、「責任投資委員会」にて審議した上で行使判断を行っていました。さらに、その行使結果については、取締役会及び監査等委員会に報告することによって、モニタリングする態勢を構築していました。

運用受託機関では、こうした体制のもと、スチュワードシップ活動の一層の推進に努めていました。

（３）エンゲージメントの事例

運用受託機関では、重点企業を選定し、それぞれの企業に対して的確なESG課題を設定したうえで、各社の取組みをきめ細かくマイルストーン（スケジュール管理において、進捗の目安とする重要な節目）で管理することにより、効果的なエンゲージメントを行っていました。対話目的（①～④）ごとの具体的な事例としては、次のとおりでした。

① Planet（サーキュラーエコノミー）

海洋環境保全が求められる海運企業に対して、海洋環境保全のみならず資源循環にも繋がるシップリサイクルについても継続的に議論。先進的な対応や情報開示を確認。取組みについて引き続き注視。

② People（ダイバーシティ＆インクルージョン）

人的資本マネジメントに関し先進的な取組みを実施している地銀トップと、人材力強化や企業カルチャー変革について対話。一般論ではなく、具体的な処方箋を確認。他の金融機関との対話に活用予定。

③ Governance&Disclosure（取締役会・企業統治）

主要取引先の業務執行者を自動的に社外取締役候補者としてきた企業との対話。議決権行使ガイドラインに基づく行使結果をフィードバックすることにより、社外取締役の独立性について企業側の認識レベルを高め、候補者の選定改善に繋げることができた。

④ Our Community（デジタルトランスフォーメーション）

大手流通グループ企業とデジタルガバナンス（デジタルにおける推進体制・人材育成等）について対話。単にデジタルを活用した事業戦略を実施するだけでなく、経営の基盤としてのデジタルガバンスの重要性を共有。企業側から「非常に有益なインプットだった」と評価を受けた。今後、会社側の公表資料で取組みを確認し、対話を継続する予定。

（４）国内外株式に関する株主議決権行使結果

運用受託機関では、社会の資源が最適に配分されることを促すことで、経済・社会の健全な発展に貢献することを目的として、株主議決権行使の基本方針等を定め、ホームページで公表していました。

また、令和４年４月には、取締役会における社外取締役の人数・構成比率を引き上げる等、議決権行使基準を改定していました。

そして、議決権行使の結果について、個別の投資先企業及び議案ごとに公表していました。

また、利益相反が疑われる事案等、重要と判断される議案については、賛否を問わず理由を公表していました。

さらに、議決権行使助言会社の名称及び当該サービスの具体的な活用方法について公表していました。議決権行使の結果については、別紙（「国内株式に関する議決権行使結果」）のとおりです。

なお、国内株式と同様に、運用を委託している外国株式の株主議決権行使状況についても参考として掲載しています。

３.当基金の取組み

令和２年３月に日本版スチュワードシップ・コードが再改訂されたことに伴い、令和２年９月、基金の「スチュワードシップ責任を果たすための方針」を、再改定しました。

当基金では、今後も引き続き、運用受託機関に対するヒアリング等を通じ、運用受託機関によるスチュワードシップ活動の実施状況を把握するとともに、当基金の「スチュワードシップ責任を果たすための方針」に則して実効的な活動が行われるよう求めます。

また、「アセットオーナー」として運用受託機関との対話を通じた情報収集などにより、スチュワードシップ活動のモニタリングを適切に行えるよう努めます。

さらに、運用受託機関を通じたスチュワードシップ活動ではありませんが、自家運用においてESG債の購入を行っています。これは、令和２年３月の日本版スチュワードシップ・コード再改訂に伴いスチュワードシップ責任の定義に加わった「サステナビリティ（ESG要素を含む中長期的持続可能性）に関する課題の考慮」とも合致しています。

これら当基金としての実施状況をホームページで公表し、こうした活動を通じ、加入者である農業者の中長期的な投資リターンの拡大を図るとともに、ひいては、農業者の老後の生活の安定及び福祉の向上、さらには、持続的な経済・社会・環境の形成に資するよう、スチュワードシップ責任を果たします。

（別紙）

国内株式に関する議決権行使結果

１．議決権行使の対象　令和３年７月～令和４年６月分総会
（令和３度中に決算が行われた企業等・子議案ベースでの集計）

２．

議案数	22,818 件	うち会社提案 22,524 件	株主提案 294 件
賛成数	19,907 件	うち会社提案 19,869 件	株主提案 38 件
反対数	2,911 件	うち会社提案 2,655 件	株主提案 256 件
棄権	0 件		
白紙委任	0 件		

３．議案別行使状況（議案数の内訳）

単位:件数

議案		総計	会社提案					株主提案				
			計	賛成	反対	棄権	白紙委任	計	賛成	反対	棄権	白紙委任
会社機関に関する議案	取締役の選解任	16,648	16,602	14,374	2,228	0	0	46	5	41	0	0
	監査役の選解任	1,334	1,325	1,154	171	0	0	9	3	6	0	0
	会計監査人の選解任	58	58	58	0	0	0	0	0	0	0	0
役員報酬に関する議案	役員報酬 (*1)	922	912	865	47	0	0	10	1	9	0	0
	退任役員の退職慰労金の支給	99	99	0	99	0	0	0	0	0	0	0
資本政策に関する議案（定款に関する議案を除く）	剰余金の処分	1,411	1,389	1,366	23	0	0	22	0	22	0	0
	組織再編関連 (*2)	42	42	40	2	0	0	0	0	0	0	0
	買収防衛策の導入・更新・廃止	63	63	3	60	0	0	0	0	0	0	0
	その他 資本政策に関する議案 (*3)	75	56	49	7	0	0	19	0	19	0	0
定款に関する議案		2,155	1,975	1,960	15	0	0	180	29	151	0	0
その他の議案		11	3	0	3	0	0	8	0	8	0	0
合計		22,818	22,524	19,869	2,655	0	0	294	38	256	0	0

(*1) 役員報酬改定、ストックオプションの発行、業績連動型報酬制度の導入・改訂、役員賞与等

(*2) 合併、営業譲渡・譲受、株式交換、株式移転、会社分割等

(*3) 自己株式取得、法定準備金減少、第三者割当増資、資本減少、株式併合、種類株式の発行等

（参考）

外国株式に関する議決権行使結果

１．議決権行使の対象　令和３年７月～令和４年６月分総会
（令和３度中に決算が行われた企業等・子議案ベースでの集計）

２．議案数　8,904 件　うち会社提案　8,375 件　株主提案 529 件
賛成数　8,250 件　うち会社提案　7,950 件　株主提案 300 件
反対数　654 件　うち会社提案　425 件　株主提案 229 件
棄権　0 件
白紙委任　0 件

３．議案別行使状況（議案数の内訳）

単位:件数

議案		総計	会社提案					株主提案				
			計	賛成	反対	棄権	白紙委任	計	賛成	反対	棄権	白紙委任
会社機関に関する議案	取締役の選解任	6,483	6,483	6,188	295	0	0	0	0	0	0	0
	監査役の選解任	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	会計監査人の選解任	704	704	703	1	0	0	0	0	0	0	0
役員報酬に関する議案	役員報酬 (*1)	843	828	725	103	0	0	15	7	8	0	0
	退任役員の退職慰労金の支給	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資本政策に関する議案（定款に関する議案を除く）	剰余金の処分	6	6	6	0	0	0	0	0	0	0	0
	組織再編関連 (*2)	77	77	66	11	0	0	0	0	0	0	0
	買収防衛策の導入・更新・廃止	10	10	10	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他 資本政策に関する議案 (*3)	30	30	26	4	0	0	0	0	0	0	0
定款に関する議案		117	31	27	4	0	0	86	77	9	0	0
その他の議案		634	206	199	7	0	0	428	216	212	0	0
合計		8,904	8,375	7,950	425	0	0	529	300	229	0	0

(*1) 役員報酬改定、ストックオプションの発行、業績連動型報酬制度の導入・改訂、役員賞与等

(*2) 合併、営業譲渡・譲受、株式交換、株式移転、会社分割等

(*3) 自己株式取得、法定準備金減少、第三者割当増資、資本減少、株式併合、種類株式の発行等

令和４年８月３０日

独立行政法人農業者年金基金（理事長　西恵正）は、このたび、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が発行したサステナビリティボンド（以下「本債券」といいます。）を取得しました。

※「サステナビリティボンド」とは、調達資金の使途が、①環境改善効果があること（グリーン性）および、②社会的課題の解決に資するものであること（ソーシャル性）の双方を有する債券です。

本債券発行による調達資金は、「鉄道建設プロジェクト」のファイナンスやリファイナンスに充当される予定であり、国連の持続可能な開発目標（SDGs）の達成に貢献するとともに、環境負荷の軽減や流通の効率化が期待されます。

当基金は、「スチュワードシップ責任を果たすための方針」（平成 26 年９月 18 日制定）のもと、ESG（環境・社会・ガバナンス）を考慮の上、運用受託機関を通じて投資先企業の企業価値の向上や持続的成長を促す活動を行ってきました。

今後とも、こうした活動を通じて、農業の持続的な発展に資するとともに、加入者の皆様の老後の生活の安定及び福祉の向上に努めてまいります。

取得した債券 （　概　要　）	第156回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券 （格付　R&I：AA＋、ムーディーズ：A１）
債券の発行総額	１００億円
年　　限	10年
発　行　日	令和４年８月３０日

（照会先）
資金部企画課　菅原、内村、小川
TEL：０３－３５０２－３８９８

３　農業者年金制度の普及推進及び情報提供の充実

加入推進目標の達成状況の算出について

①加入推進目標の達成状況（20歳以上39歳以下の若い農業者）

		30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
中期目標 （20歳以上39歳以下の若い農業者）	被保険者割合 （29年度20.１％）	21%	22%	23%	24%	25%
	増加割合	＋１％	＋１％	＋１％	＋１％	＋１％
実　　績	被保険者割合	21.2%	21.8%	22.2%	22.1%	21.6%
	増加割合	＋1.1％ （20.1％→21.2％）	＋0.6％ （21.2％→21.8％）	＋0.4％ （21.8％→22.2％）	－0.1％ （22.2％→22.1％）	－0.5％ （22.1％→21.6％）
被保険者（分子）	（29年度） 14,233人	14,050人 【98.7%】	13,615人 【95.7%】	13,235人 【93.0%】	12,570人 【88.3%】	11,717人 【82.3%】
基幹的農業従事者数（分母） （20歳～39歳）	（29年度） 70,687人	66,398人 【93.9%】	62,328人（推計） 【88.2%】	59,615人（推計） 【84.3%】	56,902人（推計） 【80.5%】	54,189人（推計） 【76.7%】

【　】内は、29年度に対する割合

②加入推進目標の達成状況（女性農業者）

		30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
中期目標 （女性農業者）	被保険者割合 （29年度9.3％）	10.4%	12.5%	14.1%	15.7%	17.0%
	増加割合	＋1.6％	＋1.6％	＋1.6％	＋1.6％	＋1.6％
実　　績	被保険者割合	10.5%	12.7%	14.9%	17.9%	21.6%
	増加割合	＋1.2％ （9.3％→10.5％）	＋2.2％ （10.5％→12.7％）	＋2.2％ （12.7％→14.9％）	＋3.0％ （14.9％→17.9％）	＋3.7％ （17.9％→21.6％）
被保険者（分子）	（29年度） 10,145人	10,403人 【102.5%】	10,638人 【104.9%】	10,841人 【106.9%】	10,988人 【108.3%】	11,056人 【109%】
基幹的農業従事者数（分母） （20歳～59歳）	（29年度） 108,810人	99,548人 【91.5%】	84,032人（推計） 【77.2%】	72,610人（推計） 【66.7%】	61,188人（推計） 【56.2%】	51,220人（推計） 【47.1%】

【　】内は、29年度に対する割合

新規加入者数の推移（男女別、年齢別）

（単位：人）

年度	男女別	計	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	平均年齢
平成29年度	男	2,217 (66.6%)	554 (25.0%)	990 (44.7%)	468 (21.1%)	205 (9.2%)	－	37.8
	女	1,110 (33.4%)	98 (8.8%)	436 (39.3%)	313 (28.2%)	263 (23.7%)	－	
	合計	3,327 (100%)	652 (19.6%)	1,426 (42.9%)	781 (23.5%)	468 (14.1%)	－	
平成30年度	男	2,088 (67.3%)	484 (23.2%)	939 (45.0%)	469 (22.5%)	196 (9.4%)	－	38.3
	女	1,014 (32.7%)	102 (10.1%)	415 (40.9%)	290 (28.6%)	207 (20.4%)	－	
	合計	3,102 (100%)	586 (18.9%)	1,354 (43.6%)	759 (24.5%)	403 (13.0%)	－	
令和元年度	男	1,828 (65.1%)	432 (23.6%)	802 (43.9%)	405 (22.2%)	189 (10.3%)	－	38.0
	女	980 (34.9%)	77 (7.9%)	394 (40.2%)	307 (31.3%)	202 (20.6%)	－	
	合計	2,808 (100%)	509 (18.1%)	1,196 (42.6%)	712 (25.4%)	391 (13.9%)	－	
令和２年度	男	1,700 (64.7%)	391 (23.0%)	713 (41.9%)	419 (24.6%)	177 (10.4%)	－	38.1
	女	926 (35.3%)	84 (9.1%)	385 (41.6%)	288 (31.1%)	169 (18.3%)	－	
	合計	2,626 (100%)	475 (18.1%)	1,098 (41.8%)	707 (26.9%)	346 (13.2%)	－	
令和３年度	男	1,617 (65.8%)	409 (28.7%)	609 (42.8%)	414 (29.1%)	185 (13.0%)	－	38.2
	女	839 (34.2%)	90 (11.8%)	321 (42.0%)	261 (34.2%)	167 (21.9%)	－	
	合計	2,456 (100%)	499 (22.8%)	930 (42.5%)	675 (30.9%)	352 (16.1%)	－	
令和４年度	男	1,423 (65.1%)	327 (23.0%)	552 (38.8%)	388 (27.3%)	151 (10.6%)	5 (0.4%)	38.7
	女	764 (34.9%)	65 (8.5%)	274 (35.9%)	255 (33.4%)	161 (21.1%)	9 (1.2%)	
	合計	2,187 (100%)	392 (17.9%)	826 (37.8%)	643 (29.4%)	312 (14.3%)	14 (0.6%)	

注1. 四捨五入しているため割合の合計が100%にならない場合がある。

注2. 年齢は加入時点の年齢である。

令和４年度における農業者年金加入推進の取組方針

（令和４年４月１日付　４独農年企第１号）

Ⅰ 加入推進の目標設定と加入推進状況

１ 第４期中期目標・中期計画の目標

第４期中期目標(平成３０年度～令和４年度)においては、農林水産大臣より、農業者年金が政策年金であることを踏まえ、若い農業者の加入の拡大に向け、中期目標期間終了時までに、２０歳以上３９歳以下の基幹的農業従事者数に対する同年齢層の被保険者数の割合を２５%に拡大するとともに、中期目標期間終了時までに、女性の基幹的農業従事者数に対する女性の被保険者数の割合を１７%に拡大するとの目標が示されたところであり、独立行政法人農業者年金基金（以下「基金」という。）は、第４期中期計画において、当該目標の達成を目指して新規加入に取り組む旨定めたところである。

２ 新規加入者数の目標設定

第４期中期目標・中期計画の目標及び農業者の老後生活の安定を図るという制度の目的を踏まえ、基金は、業務受託機関との協議の上、第４期中期目標期間においては、平成30年度から令和２年度までの前期３年間のスローガンを「加入者累計13万人早期達成３カ年運動」、令和３年度、４年度の後期２カ年間のスローガンを「加入者累計13万人早期突破及び中期目標達成２カ年運動」として、年度毎に、若い農業者や女性農業者等の新規加入者数の目標を設定し、農業委員会組織、JAグループとともに、加入推進活動に取り組んできたところである。

その結果、毎年、複数の道県が目標を達成する等の成果を上げ、令和３年７月末には、加入者累計が130,157人となり、スローガンに掲げた13万人を達成した。

しかしながら、この13万人は、農業者年金への加入推進における一つの通過点であり、さらに加入推進の取組を強化し、若い農業者や女性農業者をはじめとして、より多くの農業者に対して農業者年金を周知し、加入者数を増やしていくことが必要である。

このため、基金、農業委員会組織、ＪＡグループが相互に連携して、令和４年度末を期限とする第４期中期目標で示された目標の確実な達成を図るとともに、新たなステージとして、令和３年度以降、早期に加入者累計15万人を達成することを目指す観点から、

・スローガンを「加入者累計１５万人早期達成に向けた加入推進強化運動」とし、
・毎年度の目標を、新規加入者数を３，８００人、うち２０歳以上３９歳以下の新規加入者数２，４００人、女性農業者の新規加入者数１，０００人として設定し、当該目標の実現に向け、基金、農業委員会組織、ＪＡグループは、相互に連携して、加入推進活動の強化に精力的に取り組むこととする。

特に、令和４年度は第４期中期目標期間の最終年度であることを念頭に、令和４年から施行される農業者年金制度の改正（若い農業者における保険料の納付下限額の引下げ及び加入可能年齢の引上げ等）について周知を図りつつ、各地域の実情を踏まえた取組を検討し実施するなど、目標達成に向けて一層の加入推進を図ることとする。

３ 加入推進状況と主要課題

（１）基幹的農業従事者数に対する被保険者数の割合

２０歳以上３９歳以下の基幹的農業従事者数に対する同年齢層の被保険者数の割合は、平成３０年度の２１．２%から令和４年２月末の２０．２%（推計値）へ、また、６０歳未満の女性の基幹的農業従事者数に対する同年齢層の被保険者数の割合は、平成３０年度の１０．５%から令和４年２月末の１３．７%（推計値）となっており、第４期中期目標で示された目標（前者は２５%、後者は１７%）に比べると、依然として低い水準にある。

（２）政策支援の加入状況

平成３０年度における保険料の国庫補助を受ける政策支援加入者のうち、区分１（認定農業者で青色申告者）に該当する者は４，９４２人となっている。平成３０年度における３９歳以下の認定農業者数（１２，６１０経営体）に青色申告者の想定割合３１．６%（平成２７年の販売農家１３３万戸のうち青色申告を行うものは４２万戸）を乗じた３，９８５経営体と比べると、区分１のカバレッジは相当の水準を確保できていると考えられる。

一方、区分２（認定新規就農者で青色申告者）に該当する者は４３５人であるが、平成３０年度における４５歳未満で非法人の認定新規就農者（８，４８４経営体）に青色申告者の想定割合（３１．６%）を乗じた２，６８０経営体と比べると、相当の格差があり、区分２の対象者への新規加入に向けた一層の働きかけを行うことが必要となっている。

（３）農業者への制度の普及・浸透状況

令和３年度の新規加入者に対するアンケート調査結果では、農業者年金に加入する前に農業者年金を「ほとんど知らなかった」又は「全く知らなかった」との回答者は６０％を占めており、世代別には若くなるほど、その割合が増大していく傾向にある。加入推進活動の第一歩は、農業者年金(制度)を理解してもらうことにあり、農業者に対する制度の普及・浸透をこれまで以上に図っていくことが重要な課題となっている。

また、農業者年金への加入のきっかけについては、「家族からの勧め」(33%) が最も多く、次いで、「農業委員会やJAの関係者による戸別訪問」(32%) の順となっている。

農業者年金(制度)の普及に際しては、加入対象者のみならず、親や配偶者の理解が重要であることに加え、各種の広報媒体の活用とともに、戸別訪問による加入推進が有効であることが窺える。

（４）加入推進を行う者による農業者年金制度の理解

各県の加入推進者のヒアリング等によると、「自分達の農業者年金制度の理解が十分でないことから、加入推進に向けた農業者への説明が難しい」等の意見が示されている。

加入推進の担当者は、農業者年金制度の内容を十分に理解し、自信を持って地域の農業者に説明できることが必要不可欠である。このため、加入推進部長をはじめ、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業委員会事務局職員、JA関係者、農業委員のOB、JA役員等、JA役員等のOB、農業者年金受給者等組織 （以下、「年金協議会」という。）役員、都道府県の普及指導センターや農業大学校のOB、その他行政機関のOB等の加入推進を担当する関係者は、研修会等の場を活用しつつ、農業者年金制度への理解を深めるとともに、分かりやすい制度の説明の仕方を習得することが重要な課題となっている。

（５）制度改正を踏まえた加入推進

制度改正により、令和４年から35歳未満で政策支援加入の対象とならない者は、保険料の納付下限額が１万円に引き下げられ、また、５月からは、加入可能年齢が引き上げられ、60歳以上65歳未満で農業に従事する国民年金任意被保険者も加入できるようになった。

これにより加入対象者が増えることを踏まえて、一層の加入推進の取組を強化することが必要である。

（６）新規加入実績の都道府県格差、市町村・ＪＡ格差

新規加入者の実績については、毎年、市町村やJAの間で大きな格差が生じている。基金の分析（※）では、新規加入者の実績が多い市町村・JAにおいては、加入推進部長の積極的な指導活動の下、加入推進活動計画に基づき加入推進名簿を整備・更新し、加入推進対策会議等で定期的に活動計画の進捗状況等を関係者で共有・確認し、戸別訪問や説明会等を積極的に行っている。また、農業委員会とJAの連携がよくとれているところは、加入実績も多いという傾向がある。

一方、新規加入者の実績が少ない市町村・JAにおいては、加入推進活動計画の策定や加入推進名簿の整備・更新、加入推進対策会議による計画の管理・検証といった加入推進に向けた基本的な活動ができていないことが多い。

このような中、都道府県農業会議及び都道府県農業協同組合中央会（以下、「都道府県段階の業務受託機関」という。）の一部では、市町村農業委員会及び農業協同組合（以下、「市町村段階の業務受託機関」という。）の取組の点検・助言、巡回指導とその後の具体的なフォローアップ等を丁寧に行い、市町村格差是正や県全体の実績の向上に結びつけている。

このように、都道府県段階の業務受託機関による市町村段階の業務受託機関への助言・指導と活動のフォローアップを行うことは、加入推進活動を計画的に進めていく上で極めて重要であり、この取組を一層強化していく必要がある。

※平成２７年度～令和元年度の業務指導等事業の実績報告書及び業務委託手数料実績報告書等を基に分析した結果

Ⅱ 加入推進の基本方針と重点的対象

１ 加入推進の基本方針

（１）目標

Ⅰの「加入推進の目標設定と加入推進状況」を踏まえ、「加入者累計１５万人早期達成に向けた加入推進強化運動」をスローガンとして、毎年度の新規加入者数を（全体で３，８００人、２０歳以上３９歳以下２，４００人、女性農業者１，０００人）とする目標の達成を目指し、関係者が一丸となって取り組むことにより、第４期中期目標で示された目標の確実な達成を図るとともに、令和３年度以降、早期に加入者累計15万人を達成することを目指すこととする。

（２）加入推進上の主要課題への基本的な対応方針

Ⅰの３の「加入推進状況と主要課題」を踏まえ、都道府県段階及び市町村段階の業務受託機関は、関係機関・団体と基金との間の緊密な連携を図りつつ、以下の対応に計画的に取り組むこととする。

その際、加入推進に取り組む者は、農業者年金の６つのメリット(注)を中核とする制度の意義と農業者への農業者年金の必要性についての理解の深化に努めることとする。

また、加入資格がありながら、或いは、政策支援を受けられる可能性がありながら、制度の内容を知らなかったため加入しなかったという農業者の解消に向けて、基金等の関係機関・団体が一丸となり取り組むこととする。

① 研修会の活用・充実等を通じた加入推進関係者の制度改正を踏まえた農業者年金制度の理解と学習
② 加入推進部長の設置と活動展開、加入推進体制の整備
③ 加入推進名簿の整備計画、加入推進対策会議の実施計画等の「加入推進活動計画」の策定とその着実な実施
④ 加入推進名簿に基づく戸別訪問を中心とした加入対象者への働きかけ
⑤ 様々な広報媒体を活用した効果的なＰＲ活動の展開
⑥ 農業委員会とJAとの連携の強化、JAの営農指導、TAC・LA等との連携
⑦ 加入推進への協力組織・協力者の拡大、年金協議会・青年組織・女性組織等との連携
⑧ 市町村の関係部局、普及指導センターや農業大学校等の都道府県段階の農業関係機関、農政局等の国の農業関係機関、税理士、社会保険労務士、ファイナンシャルプランナー、マスコミ（県の記者クラブ）等との連携

（注）１）農業者であれば広く加入できること、２）積立方式・確定拠出型で少子高齢化時代に強いこと、３）保険料の額（２万円（35歳未満で政策支援加入の対象とならない者は１万円）～６万７千円）は自由に決められること、４）終身年金で８０歳前に亡くなられた場合には死亡一時金があること、５）税制上の優遇措置が大きいこと、６）一定の要件を満たす農業者には保険料の国庫補助があること

２ 加入推進の重点的対象

１の「加入推進の基本方針」を踏まえ、市町村段階の業務受託機関、都道府県段階の業務受託機関、全国農業会議所及び全国農業協同組合中央会（以下、「全国段階の業務受託機関」という。）、基金等関係機関は、以下の加入推進の重点的対象者への働きかけを強化する。

（１）若い農業者への幅広い働きかけと新規就農対策の対象となる新規就農者への働きかけ

今後の農業を支える若い農業者の確保に資するよう、簿記講習会や行政実施の新規就農講座等を活用したＰＲやJA青年組織、４Hクラブ、普及指導員、農業大学校等の若い農業者が集まる機会を活用し、令和４年１月より、35歳未満で政策支援加入の対象とならない者は、保険料の納付下限額が１万円に引き下げられる等、制度改正を踏まえた制度内容の説明を通じ、加入に向けた働きかけを行う。

また、新規就農者等の行政担当部署との連携により、農業次世代人材投資資金（旧青年就農給付金）の給付を受ける新規就農者を把握し、制度改正を踏まえた制度内容を　説明するとともに、経営状況を見極めつつ、加入に向けた働きかけを行う。

（２）女性農業者が自ら加入し老後に備えるための幅広い働きかけ

農業経営の重要な担い手であるとともに、平均余命の長い女性農業者の老後生活の安定を図る観点から、女性農業者が集う会（JA女性組織、フレッシュミズ、生活改善の会合など）等を活用し、女性農業者に対する加入に向けた幅広い働きかけを行う。

また、女性農業者の加入については、配偶者の理解を得ることが重要であることに加え、女性農業委員からの働きかけの効果が大きいことを踏まえ、女性農業委員を加入推進の担い手として位置づけ､加入推進活動を展開する。

（３）保険料負担の軽減を図りつつ老後生活の安定を図るための政策支援加入対象者への一層の働きかけ

ア　認定農業者で青色申告者である農業者への政策支援加入の働きかけ

認定農業者の会合、簿記講習会等を活用し、保険料補助と経営継承を中心とする政策支援制度の内容を説明しつつ、認定農業者で青色申告者である農業者に対する政策支援加入に向けた働きかけを行う。

また、政策支援要件を満たしていなくても、認定農業者・青色申告者等の支援対象となる可能性のある農業者については、認定農業者制度の行政担当部署との連携を図りつつ、政策支援制度の説明を行い、政策支援要件を満たすよう働きかけを行う。

イ　認定新規就農者で青色申告者である農業者への政策支援加入の働きかけ

新規就農者等の行政担当部署との連携により、市町村から青年等就農計画の認定を受けた認定新規就農者を把握し、保険料補助と経営継承を中心とす

る政策支援制度の内容を説明するとともに、経営状況を見極めつつ、新規就農者で青色申告者である農業者に対する政策支援加入に向けた働きかけを行う。

ウ 家族経営協定を締結した配偶者・後継者への政策支援加入の働きかけ

家族経営協定や認定農業者制度・新規就農対策の行政担当部署との連携を図りつつ、市町村段階等で開催される研修会や加入推進特別研修会における家族経営協定についての講師による講演の機会、家族経営協定の締結を踏まえた認定農業者の認定や農業次世代人材投資資金の共同申請等の機会を活用し、家族経営協定を締結した政策支援対象者の配偶者・後継者に対する政策支援加入に向けた働きかけを行う。

エ 「人・農地プラン」において、今後の地域の中心となる経営体として位置付けられた者及びその配偶者・後継者への政策支援加入の働きかけ

「人・農地プラン」の実質化が進められる中、行政担当部署との連携を図りつつ、「人・農地プラン」において、今後の地域の中心となる経営体として位置付けられた者を把握し、家族経営協定を締結した配偶者・後継者を含む対象者について、保険料補助と経営継承を中心とする政策支援制度の内容を説明しつつ、地域の中心となる経営体に対する政策支援加入に向けた働きかけを行う。

(4)税制メリットを活用できる中高年齢層への働きかけ

広く農業者が集まる機会や接触を行う組織、青色申告学習会や簿記講習会等を活用し、保険料の全額社会保険料控除（同一生計の家族分を含む）等の農業者年金の税制上の優遇措置を具体的に説明しつつ、中高年齢層に対する加入推進に向けた働きかけを行う。

Ⅲ 各段階における取組

1 市町村段階の業務受託機関の取組

(1)加入推進を行う者の学習

加入推進部長をはじめ、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業委員会事務局職員、JA関係者、農業委員のOB、JA役員等、JA役員等のOB、年金協議会役員、都道府県の普及指導センターや農業大学校のOB、その他行政機関のOB等から成る加入推進の担当者は、制度改正を踏まえた農業者年金制度の内容を学習するとともに、自信を持って地域の農業者に説明ができるよう、加入推進特別研修会等の場を通じて理解度の向上に取り組む。

学習の場となる研修会は、役員改選時期、農繁期、加入推進強化月間時期等を考慮し、なるべく早くかつ効果的な時期に開催することとし、農業委員の改選時は改選後できるだけ早い時期に開催する。その際、農業委員会総会等の場を活用する等の市町村独自の対応の機会、都道府県域で開催する加入推進研修や加入推進特別研修会の場を積極的に活用することとし、各研修会における説明者は、加入推進のDVDのほかパンフレット等の各種広報媒体を活用しつつ、分かりやすい説明となるよう心がける。

（２）加入推進部長の設置と活動

①加入推進部長の設置

加入推進部長は、地域における加入推進のリーダーとして、重要な位置づけを有している。このため、農業委員（既加入者を優先）、農業委員のOB、農地利用最適化推進委員、JA役員等、JA役員等のOB、年金協議会役員、都道府県の普及指導センターや農業大学校のOB、その他行政機関のOB等の中から制度改正を踏まえた農業者年金の制度を理解し、制度の普及と加入推進に意欲を持つと判断される適切な者を行政部局等の有する情報も参考にしながら選定し、加入推進部長の役割を説明した上で、加入推進部長として推薦する。その際、単に農業委員会・JAの役員であることのみをもって加入推進部長に推薦することのないようにする。

手続としては、都道府県段階の業務受託機関からの依頼に応じて、「加入推進部長推薦・活動計画書」（様式１号）を年度当初に作成・提出する。また、活動終了時には「加入推進部長の活動実績報告書兼活動記録簿」（様式２号）を作成・提出する。

②加入推進部長の役割と活動

地域における加入推進のリーダーとして推薦された加入推進部長は、「加入推進活動計画」の策定と「加入推進対策会議」において中心的な役割を果たし、㋐加入推進班のメンバーである地域の農業委員、農地利用最適化推進委員等との情報交換と働きかけ・サポート、㋑認定農業者や新規就農者、女性農業者等の参加する各種会合での制度説明や個別の働きかけ、㋒戸別訪問への同行等の活動を積極的に展開する。

（３）加入推進活動計画の策定

市町村段階の業務受託機関は、相互に連携を図りつつ、「加入推進活動（計画・実施状況＜実績＞）管理表ワークシート」（農業者年金業務委託手数料交付要綱の様式例第７号）により、以下の内容を盛り込んだ加入推進活動計

画を策定し、着実に実施できるよう実施状況の管理を行うとともに、都道府県段階の業務受託機関の求めに応じて、「加入推進活動（計画・実施状況＜実績 ＞）管理表」（農業者年金業務委託手数料交付要綱の様式第２号。以下「管理表」という。）を提出する。

① 今年度の加入目標人数（うち２０歳以上３９歳以下と女性の目標人数）の設定
② 加入対象として働きかけを行う目標人数（うち２０歳以上３９歳以下と女性の目標人数）の設定
③ 加入推進体制の整備計画
④ 加入推進名簿の整備計画
⑤ 加入推進強化月間の設定計画
⑥ 戸別訪問の実施計画
⑦ 加入推進対策会議及び研修会の実施計画
⑧ 加入対象者に対する説明会等の実施計画
⑨ 広報普及活動の実施計画
⑩ その他の活動計画

（４）加入推進体制の整備

農業委員、農地利用最適化推進委員、農業委員会事務局職員、これらの者のOB、JA役職員、年金協議会の役員、都道府県の普及指導センターや農業大学校のOB等、制度の普及と加入推進に広く協力を得られる者により地区別の加入推進班を組織し、戸別訪問等を行う体制を整備する。

また、地区別の加入推進班を編成できない場合は、加入推進部長、地区担当農業委員、年金協議会、農業委員会事務局等、加入推進活動の中心的役割を果たす者を明確にした上で、地域の実情を踏まえつつ、機動的かつ効果的な体制を整備する。

さらに、JAの営農担当部署が農業者年金を担当しない場合における他の部署との連携の構築、女性農業者の加入推進に向けた女性農業委員の登用、認定農業者組織役員の登用等、農業委員会とJAの実情に応じた組織体制の見直しを図る。

（５）加入推進名簿（様式例３）の整備・更新

農業委員会が整備する加入推進名簿には、各市町村の個人情報保護条例を踏まえ、市町村の関係部署や農業関係機関等との連携を図りつつ、農業委員会が有する農地台帳の世帯情報等をベースとして、住民基本台帳、認定農業

者リスト、認定新規就農者（農業次世代人材投資資金受給者）リスト、「人・農地プラン」の中心経営体リスト、家族経営協定の締結リスト、農業委員や農地利用最適化推進委員等からの情報、JA生産部会や青年組織等の会合に参加して得た農業者の名前等の情報を把握した上で、対象者をリストアップする。また、JAが整備する加入推進名簿には、組合員台帳、生産部会、青年組織名簿等を参照した上で、幅広く対象者をリストアップする。農業委員会事務局とJA担当者は、それぞれリストアップされた名簿情報を交換し、加入推進名簿の一体的な整備に努める。

その際、Ⅱの２の（１）～（４）の加入推進の重点的対象となる農業者の属性（２０歳以上３９歳以下の若い農業者、女性農業者、認定農業者で青色申告者、認定新規就農者で青色申告者、「人・農地プラン」の中心経営体等）を把握・明記するとともに、戸別訪問等の加入推進上の必要性に応じ、加入対象者が属する世帯情報の追加・更新を行う。なお、世帯情報の追加・更新は、令和４年度の加入推進強化月間に実施する戸別訪問に活用できるよう行う。

また、特に若い農業者や女性農業者の加入については、本人は知らなくても親や配偶者が加入推進者と知見がある場合が多いことを踏まえ、その親や配偶者の情報も一緒に掲載する。

なお、加入推進名簿の更新・整備の際には、これまでの訪問や働きかけの状況等を「農業者年金加入推進記録簿」（様式例４）に記入することにより、戸別訪問を行っていない加入対象者を明確にしつつ、今後の加入推進活動に役立てることとする。

（６）戸別訪問先の選定

Ⅱの２の（１）～（４）の加入推進の重点的対象、これまでの推進状況、加入推進体制など地域の実情も踏まえ、加入推進名簿から今年度の戸別訪問対象者を選定したリストを作成する。その際、特に、２０歳以上３９歳以下の加入対象者及び農業次世代人材投資資金の給付を受けている新規就農者であって、戸別訪問を行っていない者は、必ず戸別訪問対象者に含める。

（７）加入推進対策会議の実施

加入推進活動計画を踏まえ、農業委員会とJA等の関係者が集まり、年間を通じた活動日程・体制の確認、加入推進名簿への追加・更新や戸別訪問対象者の選定、加入推進強化月間の設定等の加入推進活動の打合せを行う加入推進対策会議を開催する。

加入推進対策会議においては、四半期毎を目途として、加入推進活動計画の管理・進捗状況等の検証を行い、農業委員会総会やJA役員会等での報告を行うとともに、一度も戸別訪問を行っていない者の把握とその対応を含めて協議する。

なお、加入推進強化月間については、１１月１５日の保険料前納納付申出期限を踏まえ、社会保険料控除を十分に活用したい農業者に農業者年金のメリットを伝えるべく、１０月から１１月の期間を含む設定を推奨する。また、加入推進活動については、加入推進強化月間だけの活動とならないように注意する。

（８）加入推進活動の展開

①各種説明会等を活用した制度説明・ＰＲ活動の展開

認定農業者の会合、家族経営協定の締結を踏まえた認定農業者の認定や農業次世代人材投資資金の共同申請等の機会、経営移譲・経営継承に関する説明会、JAの青年組織・女性組織・生産組織の会合、税務相談会、年金相談会、普及指導の会合、農業大学校の会合、JAグループの各都道府県に設置された担い手サポートセンターが開催する新規就農講座、４Hクラブその他農業者の会合等を活用しつつ、制度の説明やＰＲ活動を通じた加入に向けた働きかけを行う。

また、JAにおいては、JA青年組織の役員や部員、JA女性組織やフレッシュミズの部員に加え、これらの部員等の家族に対する制度の周知と加入に向けた働きかけを行う。

なお、これらの会合等に加入推進名簿にリストアップされた者が出席する場合は、関係者から事前に関心度合いや戸別訪問の状況等の情報の入手に努めることとする。

②広報ＰＲ活動の展開

リーフレットの配布、市町村の広報誌・農業委員会だより・JAの組合員広報誌への記事等の掲載､JA窓口等でのパンフレットの配布やポスターの掲示、市町村国民年金窓口での農業者年金のチラシの配布等、各種の広報媒体を活用した幅広い広報ＰＲ活動を展開する。

③戸別訪問の実施

加入推進活動の中で最も重要かつ加入効果が大きい取組であり、戸別訪問先として選定した者の家族構成や経営状況を念頭に置きつつ、農業委員や農地利用最適化推進委員、JA役員、JA支店長或いは農業者年金協議会役員等、

戸別訪問先となじみの深い関係者を同行させる等、円滑かつ効果的な加入推進に努める。

また、訪問先に対する専門的知見によるアドバイスが必要な場合には、社会保険労務士、ファイナンシャルプランナー、税理士等の専門家への協力を求める。

さらに、若い農業者が加入対象者である場合は、親の同席を求め、女性農業者が加入対象者である場合は、配偶者の同席を求める等、加入対象者に強く影響する家族からの理解が得られるよう、丁寧かつ分かりやすい説明に努める。

説明に際しては、チラシ・パンフレット等のＰＲ資材を持参して、令和４年１月より、若い農業者における下限保険料が引き下げる等の制度改正が行われたことを含め、丁寧に説明するとともに、年金額試算シミュレーション（農業者年金基金のホームページに掲載）を活用して具体的な年金試算額を提示する等、加入対象者の立場を踏まえ、戸別の事情に配慮した加入推進活動を展開する。

（９）戸別訪問後のフォローアップ

戸別訪問を実施した後は、加入の有無にかかわらず、戸別訪問時の状況を「農業者年金加入推進記録簿」（様式例４）に整理する。その際、個人情報の取扱に注意しつつ、農業委員と事務局間の情報共有、可能な範囲での農業委員会とJA間の状況の共有等を図り、戸別訪問対象者が加入の意志がある場合、農業委員会とJAが連携し、スムーズな加入手続を行う等のフォローアップを行う。

また、戸別訪問時の状況については、「農業者年金加入推進記録簿」の記載内容を基に「加入推進名簿」（様式例３）の「加入推進状況等」の欄にも適宜必要な内容を記入し、次期の戸別訪問対象者選定時の参考情報とする等、今後の加入推進に役立てる。

(10) 農業委員会とJAとの連携等

加入推進班の整備、加入推進対策会議の実施、戸別訪問先の選定等の加入推進活動は、農業委員会とJAとの相互連携の下で展開することとする。

また、JAにおいては、例えば、営農部署は、農家への営農指導の中で制度改正を踏まえた農業者年金制度を紹介し、金融部署は、金融窓口での加入案内・パンフレットの配布・保険料収納手続き等を行うなど、営農部署と金融部署との役割分担と連携体制が図られている事例等（注）を踏まえ、金融部署との連携強化を念頭に置きつつ、効果的な推進体制を構築するよ

う努める。

（注）令和元年６月３日付けで農林中央金庫は、都道府県信用農業協同組合連合会等を通じ、管内JAの信用事業部署に対して、加入資格を有する農業者が店舗に来店した場合、積極的に農業者年金への勧誘活動を行う旨の依頼文書を発出している。

２ 都道府県段階の業務受託機関の取組

（１）加入推進活動計画の策定

都道府県段階の両業務受託機関は、相互に連携を図りつつ、年度当初に基金から提供される市町村別の被保険者割合等のデータを参考にしつつ、それぞれが以下の内容を盛り込んだ「加入推進活動計画（様式例５）」を策定し目標の共有を図るとともに、当該計画を確実に実施する。

また、当該計画を６月末を目途に基金に提出する。

①都道府県別及び市町村・JA別の新規加入目標の周知

中期目標期間の後期２ヶ年の取組において示された都道府県別及び市町村・JA別の年間新規加入者の目標数を周知するとともに、令和２年度における市町村・JA別の加入目標の達成状況を記す。

なお、Ｉの２の毎年度の新規加入者数の目標については、過去実績等を踏まえて設定しているため、60歳以上の新規加入者は想定されていないが、制度改正を踏まえ、当該目標に対する実績として60歳以上の新規加入者を含める。

②加入推進強化月間の設定

加入推進活動を関係機関が一体となって取り組む観点から、原則として２期（前期・後期）に分けて、加入推進強化月間を設定する。

③市町村段階の業務受託機関に対する本取組方針等の趣旨の徹底を図るための「担当者会議」の開催計画

④市町村段階の業務受託機関の新任担当者等を対象とする制度の周知を図るための「研修会」の開催計画

⑤各種の広報媒体等を活用した制度の周知に向けたＰＲ活動計画

⑥加入推進活動において優秀な成績を収めた団体・個人に対する表彰計画（都道府県独自の表彰を行っている場合のみ）

⑦加入推進の重点活動市町村・JAの設定

基金から示された加入推進の「ターゲットランキング」を踏まえ、ターゲット(加入対象者)が多い市町村・JAを重点活動対象地区として設定し、効率的かつ効果的な加入推進活動に取り組む。

⑧市町村段階の業務受託機関が作成した加入推進活動計画の点検・フォローアップ

当該活動計画の中で最も重要な計画事項であり、都道府県段階の業務受託機関は、市町村段階の業務受託機関が作成した加入推進活動計画を遅くとも６月末を目途に把握するとともに、その計画の進捗状況を定期的に点検しつつ、フォローアップの一環として、都道府県段階の業務受託機関の担当者等が市町村段階の業務受託機関に出向いて加入推進者等に対する助言等を行う巡回指導を実施する。

（２）加入推進活動の展開

①加入推進特別研修会の開催

基金と都道府県段階の業務受託機関との共催で開催する加入推進特別研修会については、第４期中期目標期間の最終年度に際し、これまでの開催結果等を踏まえて、各都道府県・地域の実情を勘案したものとなるよう、より一層各都道府県段階の業務受託機関が主導して、基金と協議しつつ、以下のとおり実施する。

なお、研修会は、現場の要望に応じて、近隣の都道府県との合同開催等も可能とする。

【開催時期】

役員改選時期、農繁期、加入推進強化月間時期、過去の加入推進特別研修会のアンケート結果等を考慮しつつ、極力早めの時期（９月までを目処）に調整し、５月末まで（７月以前に開催を希望する場合は、４月１５日まで）に基金に開催希望日を報告する。

【研修項目等】

研修項目は、以下のア～ウは必須とし、これに加えて、エ～キのいずれかを取り入れて行う。

ア　都道府県段階の業務受託機関による、制度改正を踏まえた制度説明用ＤＶＤ及び推進用ＤＶＤ等を活用した農業者年金制度の説明

イ　都道府県段階の業務受託機関による当該年度の加入推進活動計画の発表

ウ　基金による、加入推進事例や加入者・受給者の声の紹介等、加入推進を

強化する上で有効な補足的な情報の提供

エ　外部専門家（社会保険労務士、ファイナンシャルプランナー、税理士等）による農業者年金のメリット等の説明

オ　参加者全員によるグループディスカッション等の実施（例えば、意欲的な取り組みを行っている農業者等との意見交換、戸別訪問のノウハウの共有、疑問点の解消や取り組み意欲向上のための討論会、各市町村段階の業務受託機関ごとの加入推進活動計画の発表と意見交換等）

カ　家族経営協定や認定農業者制度、新規就農対策担当の行政部局からの説明

キ　その他　都道府県域独自での加入推進研修の企画

具体的な研修内容については、まずは各開催地の都道府県段階の業務受託機関において、地域の実情や前年度の研修会参加者に対するアンケート結果等を踏まえて検討し、基金と協議した上で、年度当初に外部講師（地元の外部講師の活用も含めて）や講演内容等について個別に相談しながら研修企画を進めるなど、効果的な研修となるよう工夫する。

【参集範囲】

ア　研修の対象者については､加入推進部長や女性農業委員を必ず対象とし、受給者組織役員、認定農業者組織役員、農業協同組合の生産組織役員・女性組織役員・青年組織役員、４Ｈ クラブ役員、農地利用最適化推進委員、農業委員会事務局職員、農業協同組合役職員等加入推進活動の実施又は協力が期待できる者を幅広く対象とすることを検討する。

イ　農業協同組合の職員については、農業者年金担当職員だけでなく、 組合員組織担当職員や営農担当職員等、年金に関係する職員（共済担当、ライフ・アドバイザー等)、地域農業の担い手に出向く職員（TAC）にも参加を呼びかける。

ウ　開催市町村の農政担当部局、都道府県の普及指導センター、農業大学校、地方農政局担当部局、政策金融公庫農業担当、４Ｈ クラブ事務局、マスコミ（都道府県の記者クラブ等)、農業経営アドバイザー、税理士会、ファイナンシャルプランナー、社会保険労務士等、制度の普及効果が期待できる者にも幅広く案内する。

なお、この研修会は、農業者年金制度の内容・加入推進の重要性について理解を深めるためのものであるが、あくまでも加入推進活動につなげる

ことが前提であることから、その旨をあらかじめ案内文書等で周知し、同意いただける者を対象とする。

また、年度ごとにできるだけ研修参加者が入れ替わるよう留意する。

②制度説明会等を通じた対象者への働きかけ

都道府県段階の業務受託機関は、認定農業者の会合、新規就農者が集う機会や接触を行う組織、経営移譲・経営継承に関する説明会、税務相談会、年金相談会、簿記講習会等を活用し、政策支援の仕組み等の制度の内容の説明を行うとともに、チラシやパンフレットの配布等を通じて、制度改正を踏まえた農業者年金に関する理解の増進を図りつつ、加入に向けた働きかけを行う。

また、JA青年組織役員や４Hクラブ役員、女性農業者組織役員等が集まる機会、普及指導員の会合、農業大学校関係者の会合等を活用し、制度の説明を行うとともに、制度の普及への協力を要請する。特に都道府県域のJA青年組織役員については、JAと連携し、制度の説明と加入に向けた働きかけを行う機会を必ず設けることとする。この場合、これらの活動対象となる農業者が、加入資格を有しながら未加入であることが判明した際には、市町村段階の業務受託機関との連携を図りつつ、加入に向けた働きかけを行う。

一方、基金においては、全国的な青年リーダー・女性リーダーを広域推進協力員として委嘱しているが、都道府県段階の業務受託機関においても、JA青年組織役員、女性組織役員、経営担当普及指導員等を都道府県域の推進協力員に委嘱する等、都道府県域の加入推進への効果的な協力が見込める者の活用を図る。

なお、収入保険制度は青色申告を行っている農業者を対象としており、青色申告については、従来から、農業委員会組織、JAグループとも農業者からの相談に対応してきているところである。都道府県段階の業務受託機関において、青色申告の新規開始を含め青色申告についての農業者への説明や相談対応の際には、農業者年金の保険料の全額が社会保険料控除となること、青色申告等の一定の要件を満たす場合には保険料補助があること等の農業者年金の魅力についても、併せて説明又は情報提供を行う。

③各種の広報媒体を活用したＰＲ活動の展開

加入者・受給者の声の紹介、青年リーダー・女性リーダー等の活用を含めて、都道府県の広報部局、都道府県の記者クラブ等の連携も念頭に置きつつ、効果的な広報ＰＲとなるよう工夫する。

また、掲載記事やラジオCM等を実施する場合は、実施時期を前広に案内す

るとともに、加入推進部長等の研修会で紹介する等の活用を図る。

④都道府県段階の関係機関等に対する周知活動及び協力要請

都道府県段階の業務受託機関は、必要に応じて、農業者大学校、普及指導センター等の都道府県段階の関係機関等に出向き、制度の説明を行うとともに、制度の普及に向けた協力要請を行う。

（３）市町村段階の業務受託機関が行う加入推進活動のフォローアップ

都道府県段階の業務受託機関は、自らの加入推進活動に加え、市町村段階の業務受託機関が行う加入推進活動の指導・支援を行うという重要な責務を担っている。

このため、２の（１）で記したように、都道府県段階の業務受託機関は、市町村段階の業務受託機関が作成した加入推進活動計画を把握するとともに、重点活動対象地区とそれ以外の地区における計画の進捗状況を原則として年度の上半期（６月末日まで）と下半期（11月末日まで）に「管理表」により把握・点検を行う。

その上で、計画的かつ着実な加入推進活動が展開されるよう、市町村段階の業務受託機関に出向いて巡回指導を行うとともに、市町村段階の業務受託機関の求めに応じ、農業者への戸別訪問や各種の会合等の場に参加して必要な指導・助言を行う等のフォローアップ活動を行う。

その際、基金は、市町村段階の業務受託機関の業務実績を踏まえた分析資料等を都道府県段階の業務受託機関に提示し、加入推進活動の進捗状況の管理に協力する。

（４）ブロック代表の都道府県段階の業務受託機関による情報提供・とりまとめ等

ブロック代表となった都道府県段階の業務受託機関は、加入推進活動が円滑に実施されるよう、ブロック内の他の都道府県段階の業務受託機関に対する情報提供、ブロックとしての対応策のとりまとめを行うとともに、必要に応じてブロック内業務受託機関の会議を開催する。

３ 全国段階の業務受託機関の取組

全国段階の業務受託機関は、以下の取組をそれぞれの組織の指導機関として、都道府県段階及び市町村段階の業務受託機関が実施する加入推進活動に対し支援・協力するとともに、全国（域）で実施することが効果的な広報を企画・実施する。また、都道府県域対象の基幹会議において、農業者年金加

入推進の要請の場を設定する。

（１）全国農業会議所における加入推進の取組

①加入推進活動等を効率的・効果的に実施するための会議・研修会への出席

②制度改正を踏まえた制度の普及・加入推進に必要な資材の作成・配布、参考情報の提供

③都道府県段階の業務受託機関が実施する加入推進活動に対する支援・協力

（２）全国農業協同組合中央会における加入推進の取組

①加入推進活動等を効率的・効果的に実施するための会議・研修会への出席

②制度改正を踏まえた制度の普及・加入推進に必要な資材の作成・配布、参考情報の提供

③都道府県段階の業務受託機関が実施する加入推進活動に対する支援・協力

４ 基金の取組

（１）加入推進活動等を効率的・効果的に実施するための会議・研修会の開催

①都道府県段階の業務受託機関を対象とする「農業者年金業務担当者会議」を年度当初に開催し、本取組方針の周知・徹底、意見交換を行う。

②都道府県段階の業務受託機関の担当者を対象とする業務研修会を開催する。

③全国６ブロックにおいて、都道府県段階の業務受託機関の担当者等が参加する「ブロック会議」を秋に開催し、上半期における加入推進活動に関する意見交換、下半期において取り組むべき対策等について協議する。

④ブロック代表の都道府県段階の業務受託機関の役職員で構成する「農業者年金基金業務連絡協議会（委員会・幹事会）」を適宜開催し、次年度に講ずべき対策その他必要な事項について、意見の交換・集約を行う。

（２）制度普及・加入推進に必要な資材の作成・配布、参考情報の提供

基金は、業務受託機関が実施する加入推進活動を支援・協力する観点から、制度改正を踏まえた制度の普及や加入推進に必要なパンフレット等の各種資材を作成・配布するとともに、加入推進に必要な情報等の提供を行う。

（３）業務受託機関からの要請に応じた研修会等への役職員の派遣

基金は、業務受託機関からの派遣要請に応じ、研修会等へ役職員の派遣を行う。

（４）市町村段階の業務受託機関の表彰及び優良事例としての周知

基金は、制度改正を踏まえた制度の普及と加入推進の向上に資するよう、農業者年金事業表彰実施要領に基づき、加入推進に功績のあった者に対して表彰を行い、感謝の意を表するとともに、その成果を広く紹介する。

（５）広域推進協力員の設置

基金は、農村現場での加入推進の環境整備の一環として、全国段階の業務受託機関等からの推薦により、全国的・広域的に農家に浸透力のある者の中から広域推進協力員を委嘱し、広域推進協力員は、各種の広報媒体を通じて制度改正を踏まえた制度に関する情報発信を行うとともに、加入推進活動を広域的に展開する。

（６）業務受託機関が実施する加入推進活動に対する支援・協力等

基金は、全国段階の業務受託機関、全国農業者年金連絡協議会と連携を図り、全国段階の業務受託機関と適宜情報交換を行い、必要に応じ、新たに講じるべき対策等について検討し対応する。

（７）農林水産省、都道府県等への制度の普及定着の協力要請、各種大会での説明等

基金は、農林水産省（地方農政局）、都道府県、関係機関に対し、制度改正を踏まえた制度の普及定着に向けた協力要請を行うとともに、新規就農の促進、女性農業者の活動を支援する等の取組を行う組織・団体との連携の強化を図る。

また、認定農業者や女性農業者の大会、JAの青年組織・女性組織等の大会・総会・研修会等の場を活用し役員等による制度内容の説明を行う。

（８）農業者年金業務指導等事業の実施

基金は、加入推進を含む農業者年金業務指導等事業を実施するための経費を負担し、また、年度当初において、各都道府県へ市町村別の被保険者割合等のデータを提供し、都道府県段階の業務受託機関が実施する当該農業者年金業務指導等事業に対する支援・協力を行う。

（９）委託費による事業の効果的な実施

基金は、都道府県段階の業務受託機関向け委託費等の配分をより効果的に実施する観点から、必要に応じ見直すとともに、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮しつつ活動実績や加入実績等を反映するとともに、令和４年に

施行される制度改正を踏まえた普及活動を推進する観点から当初配分を行う。

また、年度途中の取組強化に伴う計画変更に対する追加配分については、活動実績や加入実績を勘案するとともに、予算の範囲内において、Ⅳの特別重点都道府県及び重点都道府県に優先して配分を行う。

Ⅳ 格差の縮小に向けた重点及び特別重点都道府県指定と特別活動等の実施

１ 重点都道府県指定等

（１）重点都道府県の指定

基金は、新規加入者の目標達成率（実績）の都道府県間格差（市町村・JA間格差）の縮小に向け、前年度において２０歳以上３９歳以下の新規加入者目標、女性農業者の新規加入者目標及び全体の新規加入者目標の全てが未達成となった都道府県の平均目標達成率を下回る都道府県（以下「達成率下位の都道府県」という。）及び達成率下位の都道府県を除く都道府県の中で未達成者数の多い都道府県の中から、各都道府県の新規加入者目標数等を勘案し、重点都道府県を指定する。

また、基金は、重点都道府県の業務受託機関に対し、重点的な加入推進活動に資するよう、市町村別データ等を提供するとともに、重点都道府県における加入推進の取組状況等について定期的に報告を求める。

（２）巡回意見交換会の開催

重点都道府県の業務受託機関は、基金と調整の上、加入対象者数が多い地域等において巡回意見交換会を開催し、重点的な加入推進活動を展開する。

その際、基金は、重点都道府県の業務受託機関からの要請に応じ、重点市町村・JAの農業委員会会長、加入推進部長、JA役員を始めとする加入推進に係る関係者及び事務局等との巡回意見交換会に役職員を派遣する。なお、基金の役職員の派遣に当たっては、未達成者数の多い都道府県を優先する。

２ 特別重点都道府県指定と特別活動計画策定・実施

（１）特別重点都道府県の指定

基金は、達成率下位の都道府県の平均目標達成率を下回る都道府県であって、かつ、それらの都道府県の平均目標未達成者数を上回る都道府県のうち、特にてこ入れが必要と判断される都道府県を特別重点都道府県として指定する。

（２）５者協議等と特別活動の実施

特別重点都道府県の業務受託機関は、地域の実情を踏まえた加入推進活動の強化策として、特別活動計画案を作成する。

当該特別活動計画案を踏まえ、当該業務受託機関と基金と全国段階の業務受託機関の５者で協議を行い、特別重点都道府県におけるこれまでの取組の検証と課題を明確にしつつ、地域の実情に即した効果的な加入推進活動の強化策を検討の上、特別活動計画を共同で策定する。その際、協議は当該都道府県内又は基金内で行うこととし、地域の事情等を勘案し、必要に応じて、組織系統別の業務受託機関（都道府県段階と全国段階）と基金の３者で協議することを認める。

特別重点都道府県の業務受託機関は、関係機関との連携の下、特別活動計画に即しつつ、重点市町村・JAに対し、巡回意見交換会を開催し、重点的な加入推進活動を展開する。

なお、基金は、特別重点都道府県の業務受託機関に対し、重点的な加入推進活動に資するよう、市町村別データ等を提供するとともに、特別重点都道府県における加入推進活動の取組状況等について定期的に報告を求める。

Ⅴ その他

この取組方針は、令和４年４月１日から適用する。

○令和４年度農業者年金業務新任者入門研修会（４月２０日開催）

現地参加	
農業会議	中央会
東京都農業会議	JA北海道中央会
神奈川県農業会議	JA東京中央会
新潟県農業会議	JA神奈川中央会
大阪府農業会議	JA愛知中央会
佐賀県農業会議	JA滋賀中央会
大分県農業会議	JA佐賀中央会
沖縄県農業会議	JA長崎中央会
7	JA沖縄県

WEB参加	
農業会議	中央会
宮城県農業会議	JA岩手中央会
秋田県農業会議	JA宮城中央会
群馬県農業会議	JA秋田中央会
埼玉県農業会議	JA福島中央会
富山県農業会議	JA群馬中央会
石川県農業会議	JA埼玉中央会
福井県農業会議	JA千葉中央会
山梨県農業会議	JA新潟中央会
長野県農業会議	JA富山中央会
三重県農業会議	JA石川中央会
ひょうご農林機構	JA福井中央会
鳥取県農業会議	JA長野中央会
岡山県農業会議	JA岐阜中央会
山口県農業会議	JA静岡中央会
愛媛県農業会議	JA三重中央会
福岡県農業会議	JA京都中央会
長崎県農業会議	JA大阪中央会
宮崎県農業会議	JA兵庫中央会
18	JA奈良中央会
	JA鳥取中央会
	JA島根県
	JA岡山中央会
	JA広島中央会
	JA山口県
	JA徳島中央会
	JA香川県
	JA愛媛中央会
	JA高知県
	JA福岡中央会
	JA宮崎中央会
	30

○令和４年度農業者年金業務担当者会議（４月２１日開催）

現地参加	
農業会議	中央会
北海道農業会議	JA北海道中央会
千葉県農業会議	JA福島中央会
東京都農業会議	JA東京中央会
神奈川県農業会議	JA神奈川中央会
新潟県農業会議	JA愛知中央会
愛知県農業会議	JA滋賀中央会
大阪府農業会議	JA佐賀中央会
佐賀県農業会議	JA長崎中央会
熊本県農業会議	JA沖縄県
大分県農業会議	9
沖縄県農業会議	
11	

WEB参加	
農業会議	中央会
青森県農業会議	JA青森中央会
岩手県農業会議	JA岩手中央会
宮城県農業会議	JA宮城中央会
秋田県農業会議	JA秋田中央会
山形県農業会議	JA山形中央会
福島県農業会議	JA茨城中央会
茨城県農業会議	JA栃木中央会
栃木県農業会議	JA群馬中央会
群馬県農業会議	JA埼玉中央会
埼玉県農業会議	JA千葉中央会
富山県農業会議	JA新潟中央会
石川県農業会議	JA富山中央会
福井県農業会議	JA石川中央会
山梨県農業会議	JA福井中央会
長野県農業会議	JA山梨中央会
岐阜県農業会議	JA長野中央会
静岡県農業会議	JA岐阜中央会
三重県農業会議	JA静岡中央会
滋賀県農業会議	JA三重中央会
京都府農業会議	JA京都中央会
ひょうご農林機構	JA大阪中央会
奈良県農業会議	JA兵庫中央会
和歌山県農業会議	JA奈良中央会
鳥取県農業会議	JA和歌山中央会
岡山県農業会議	JA鳥取中央会
広島県農業会議	JA島根県
山口県農業会議	JA岡山中央会
徳島県農業会議	JA山口県
香川県農業会議	JA徳島中央会
愛媛県農業会議	JA香川県
高知県農業会議	JA愛媛中央会
福岡県農業会議	JA高知県
長崎県農業会議	JA福岡中央会
宮崎県農業会議	JA熊本中央会
鹿児島県農業会議	JA大分中央会
35	JA宮崎中央会
	JA鹿児島中央会
	37

○令和４年度農業者年金新任者等業務研修会（５月２６日開催）

現地参加	
農業会議	中央会
秋田県農業会議	JA北海道中央会
東京都農業会議	JA青森中央会
静岡県農業会議	JA東京中央会
大阪府農業会議	JA滋賀中央会
佐賀県農業会議	JA高知県
宮崎県農業会議	JA佐賀中央会
沖縄県農業会議	JA大分中央会
7	JA沖縄県

WEB参加	
農業会議	中央会
北海道農業会議	JA岩手中央会
宮城県農業会議	JA宮城中央会
秋田県農業会議	JA秋田中央会
福島県農業会議	JA福島中央会
茨城県農業会議	JA茨城中央会
群馬県農業会議	JA群馬中央会
埼玉県農業会議	JA埼玉中央会
神奈川県農業会議	JA千葉中央会
新潟県農業会議	JA新潟中央会
富山県農業会議	JA石川中央会
石川県農業会議	JA福井中央会
福井県農業会議	JA山梨中央会
山梨県農業会議	JA長野中央会
長野県農業会議	JA岐阜中央会
三重県農業会議	JA静岡中央会
滋賀県農業会議	JA愛知中央会
ひょうご農林機構	JA三重中央会
鳥取県農業会議	JA兵庫中央会
広島県農業会議	JA奈良中央会
山口県農業会議	JA鳥取中央会
愛媛県農業会議	JA島根県
高知県農業会議	JA岡山中央会
福岡県農業会議	JA山口県
長崎県農業会議	JA徳島中央会
大分県農業会議	JA香川県
25	JA長崎中央会
	JA大分中央会
	JA鹿児島中央会
	28

○令和４年度農業者年金専門業務研修会（６月１３日・１４日開催）

現地参加	
農業会議	中央会
青森県農業会議	JA北海道中央会
秋田県農業会議	JA青森中央会
茨城県農業会議	JA東京中央会
東京都農業会議	JA三重中央会
新潟県農業会議	JA滋賀中央会
静岡県農業会議	JA高知県
愛知県農業会議	JA佐賀中央会
大阪府農業会議	JA大分中央会
高知県農業会議	JA沖縄県
佐賀県農業会議	9
宮崎県農業会議	
沖縄県農業会議	
12	

WEB参加	
農業会議	中央会
北海道農業会議	JA岩手中央会
岩手県農業会議	JA宮城中央会
宮城県農業会議	JA福島中央会
秋田県農業会議	JA茨城中央会
山形県農業会議	JA栃木中央会
福島県農業会議	JA群馬中央会
茨城県農業会議	JA埼玉中央会
栃木県農業会議	JA千葉中央会
群馬県農業会議	JA神奈川中央会
埼玉県農業会議	JA新潟中央会
神奈川県農業会議	JA富山中央会
新潟県農業会議	JA石川中央会
富山県農業会議	JA福井中央会
石川県農業会議	JA山梨中央会
福井県農業会議	JA長野中央会
山梨県農業会議	JA岐阜中央会
長野県農業会議	JA静岡中央会
岐阜県農業会議	JA愛知中央会
三重県農業会議	JA兵庫中央会
滋賀県農業会議	JA奈良中央会
ひょうご農林機構	JA和歌山中央会
和歌山県農業会議	JA鳥取中央会
鳥取県農業会議	JA島根県
岡山県農業会議	JA岡山中央会
広島県農業会議	JA山口県
山口県農業会議	JA徳島中央会
香川県農業会議	JA香川県
愛媛県農業会議	JA愛媛中央会
福岡県農業会議	JA福岡中央会
長崎県農業会議	JA長崎中央会
熊本県農業会議	JA熊本中央会
大分県農業会議	JA大分中央会
鹿児島県農業会議	JA鹿児島中央会
33	33

○令和４年度農業者年金業務担当者会議（第２回）（３月１３日開催）

現地参加	
農業会議	中央会
北海道農業会議	JA北海道中央会
宮城県農業会議	JA秋田中央会
秋田県農業会議	JA埼玉中央会
栃木県農業会議	JA東京中央会
埼玉県農業会議	JA神奈川中央会
神奈川県農業会議	JA長野中央会
静岡県農業会議	JA岐阜中央会
愛知県農業会議	JA三重中央会
京都府農業会議	JA滋賀中央会
大阪府農業会議	JA和歌山中央会
島根県農業会議	JA徳島中央会
山口県農業会議	JA愛媛中央会
徳島県農業会議	JA高知県
香川県農業会議	JA福岡中央会
愛媛県農業会議	JA佐賀中央会
高知県農業会議	JA長崎中央会
福岡県農業会議	JA大分中央会
大分県農業会議	JA鹿児島中央会
宮崎県農業会議	JA沖縄県
鹿児島県農業会議	19
沖縄県農業会議	
21	

WEB参加	
農業会議	中央会
北海道農業会議	JA青森中央会
青森県農業会議	JA岩手中央会
岩手県農業会議	JA宮城中央会
秋田県農業会議	JA山形中央会
山形県農業会議	JA福島中央会
福島県農業会議	JA茨城中央会
茨城県農業会議	JA栃木中央会
群馬県農業会議	JA群馬中央会
東京都農業会議	JA千葉中央会
新潟県農業会議	JA新潟中央会
福井県農業会議	JA富山中央会
山梨県農業会議	JA石川中央会
長野県農業会議	JA福井中央会
岐阜県農業会議	JA山梨中央会
三重県農業会議	JA静岡中央会
滋賀県農業会議	JA愛知中央会
ひょうご農林機構	JA京都中央会
奈良県農業会議	JA大阪中央会
和歌山県農業会議	JA兵庫中央会
鳥取県農業会議	JA奈良中央会
岡山県農業会議	JA鳥取中央会
広島県農業会議	JA島根県
佐賀県農業会議	JA岡山中央会
長崎県農業会議	JA広島中央会
大分県農業会議	JA山口県
25	JA香川県
	JA熊本中央会
	JA宮崎中央会
	28

令和4年度 新規加入者状況調査集計結果（最終版）
（令和4年4月～令和5年3月　加入手続きの際にアンケート調査を実施）

●令和4年度の新規加入者を対象

・以下の各数値は切り上げ処理を行っているので、各設問の合計は100%にならない。

【回答者の構成割合】

◆年齢別	
20歳代	18%
30歳代	37%
40歳代	29%
50歳代	15%
60歳代	2%
無回答	1%

◆男女別	
男性	64%
女性	36%
無回答	2%

◆就農時期	
0～2年前	29%
3～5年前	19%
6年以上前	48%
無回答	5%

◆加入者の経営における位置付け			
経営主	37%	その他	1%
経営主の家族	61%	無回答	2%
法人等の従業員（パート等含む）	1%		

● 上記設問で『経営主』または『経営主の家族』を選択した場合のみ回答

◆農家区分			
専業農家	87%	兼業農家（農業所得が従）	4%
兼業農家（農業所得が主）	8%	無回答	3%

◆経営類型					
稲作	22%	施設野菜	16%	肉用牛	4%
麦類作	8%	果樹類	13%	養豚	1%
穀類・いも類・豆類	11%	花き・花木	4%	養鶏	1%
工芸農作物	2%	その他の作物	4%	無回答	2%
露地野菜	17%	酪農	3%		

◆農業者種別					
新規就農者（Uターン）	12%	それ以外の新規就農者	7%	その他	2%
新規就農者（Iターン）	4%	認定農業者	41%	該当なし	10%
認定新規就農者	11%	家族経営協定締結者	11%	無回答	6%

【加入推進名簿登載者であったか】

◆農業委員会		◆農業協同組合	
はい	45%	はい	31%
いいえ	37%	いいえ	35%
無回答	19%	無回答	36%

問1　農業者年金に関する広告であなたがご覧になったものは？

設問	回答	全体	男性	女性	20代	30代	40代	50代	60代
農業者年金に関する広告で、あなたがご覧になったものに〇をつけてください。（複数回答可）	1 市町村（農業委員会）に掲示されたポスター、チラシ	21%	22%	20%	19%	20%	22%	23%	28%
	2 JAに掲示されたポスター、チラシ	18%	18%	18%	19%	18%	18%	19%	15%
	3 市町村(農業委員会)の広報誌	13%	12%	13%	12%	11%	13%	16%	12%
	4 JAの広報誌	12%	12%	13%	12%	11%	14%	13%	14%
	5 ラジオCM	10%	11%	10%	9%	11%	11%	11%	7%
	6 農業者年金基金HP	5%	4%	6%	2%	6%	4%	5%	9%
	7 新聞・業界紙	4%	4%	4%	3%	4%	4%	4%	7%
	8 市町村・JAのHP	1%	1%	1%	2%	1%	1%	1%	0%
	9 SNS（農林水産省フェイスブックを除く）	1%	1%	1%	1%	1%	1%	0%	0%
	10 農林水産省フェイスブック又は農林水産省メールマガジン	1%	1%	1%	1%	1%	1%	0%	0%
	11 該当なし	19%	19%	19%	25%	22%	17%	12%	12%

農業者年金に関する広告では、「市町村（農業委員会）に掲示されたポスター、チラシ」、「JAに掲示されたポスター、チラシ」がよく見られている。

問2　加入のきっかけはどんな場面？

設問	回答	全体	男性	女性	20代	30代	40代	50代	60代
加入のきっかけはどのような場面でしたか。3つ以内で〇をつけてください。	1 家族からの勧め	34%	31%	39%	50%	40%	25%	25%	12%
	2 農業委員会・農業委員による戸別訪問	20%	21%	17%	19%	18%	25%	18%	6%
	3 自身で判断	17%	18%	15%	9%	18%	18%	21%	29%
	4 知人からの勧め	9%	9%	8%	8%	9%	10%	8%	3%
	5 農業委員会・農業委員から戸別訪問以外の勧め	8%	9%	7%	1%	4%	9%	15%	48%
	6 JAによる戸別訪問	7%	7%	7%	10%	7%	8%	7%	2%
	7 JAから戸別訪問以外の勧め	5%	4%	5%	4%	4%	6%	5%	2%
	8 専門家（税理士等）への相談	2%	2%	3%	2%	2%	3%	3%	0%
	9 その他	2%	2%	2%	1%	3%	2%	3%	2%

加入のきっかけは、「家族からの勧め」が34%、「農業委員会・農業委員による戸別訪問」が20%となっている。「家族からの勧め」については、若い世代の割合が特に高くなっている。

問3　加入しようと思った農業者年金の魅力は？

設問	回答	全体	男性	女性	20代	30代	40代	50代	60代
加入しようと思った農業者年金の魅力は何ですか。3つ以内で○をつけてください。	1 国民年金に上乗せできるから	30%	31%	30%	30%	32%	29%	30%	37%
	2 保険料の全額社会保険料控除などの税制優遇があるから	20%	19%	21%	13%	20%	21%	26%	18%
	3 積立て方式だから	13%	12%	15%	14%	13%	14%	12%	10%
	4 保険料が自由に決められるから	11%	12%	11%	13%	10%	12%	12%	9%
	5 生涯受給できる終身年金だから	11%	11%	11%	9%	10%	13%	12%	13%
	6 任意に加入・脱退ができるから	6%	7%	6%	8%	6%	7%	4%	4%
	7 一定の要件を満たした場合の保険料補助があるから	4%	4%	3%	7%	5%	1%	1%	0%
	8 80歳までに死亡した場合に死亡一時金があるから	3%	3%	3%	3%	3%	3%	4%	4%
	9 よくわからない	2%	2%	1%	4%	2%	1%	1%	2%
	10 事務経費の負担がないから（国費で負担）	2%	2%	1%	2%	2%	1%	1%	2%
	11 年金資産の運用実績が良いから	2%	2%	2%	2%	1%	2%	2%	2%
	12 その他	1%	1%	1%	1%	1%	1%	1%	4%

多くの方が、老後生活の安定のために「国民年金に上乗せできるから」と考え加入しており、農業者年金制度の魅力は、「税制優遇」であると感じている方が多い。

問4　農業者年金をどの程度知っていましたか？

（　世代別集計　）

設問	回答	全体	男性	女性	20代	30代	40代	50代	60代
この度、農業者年金に加入していただきましたが、加入される前に農業者年金制度についてどの程度ご存じでしたか。1つだけ○をつけて下さい。	1 制度の内容を良く知っていた	4%	4%	4%	4%	3%	3%	5%	31%
	2 制度の内容をある程度知っていた	37%	38%	35%	33%	35%	38%	45%	44%
	3 名前以外の制度内容はほとんど知らなかった	46%	45%	47%	44%	48%	47%	42%	16%
	4 名前を含め全く知らなかった （ ）は女性における数字	15%	14%	16%	20% （30%）	16% （19%）	14% （15%）	10% （10%）	11% （12%）

（　就農時期別集計　）

設問	回答	全体	男性	女性	0～2年前	3～5年前	6年以上前
この度、農業者年金に加入していただきましたが、加入される前に農業者年金制度についてどの程度ご存じでしたか。1つだけ○をつけて下さい。	1 制度の内容を良く知っていた	4%	4%	4%	3%	4%	5%
	2 制度の内容をある程度知っていた	37%	38%	35%	32%	36%	40%
	3 名前以外の制度内容はほとんど知らなかった	46%	45%	47%	44%	47%	47%
	4 名前を含め全く知らなかった （ ）は女性における数字	15%	14%	16%	23% （25%）	16% （16%）	10% （12%）

全体では、「ほとんど知らなかった」、「全く知らなかった」は合わせて約6割。世代別では、若い人ほどその割合が多い。
就農時期別では、就農時期0～2年前で約7割、3～5年前で約6割、6年以上前でも約6割となっている。

問5　農業者年金を知っていてこれまで加入しなかったその理由は？

設問	回答	全体	男性	女性	20代	30代	40代	50代	60代
問4で1または2と回答された方にお聞きします。農業者年金にこれまで加入しなかった理由は何ですか。2つに○をつけて下さい。	1 詳しい説明を聞く機会がなかった	35%	35%	36%	31%	35%	39%	37%	14%
	2 加入資格がなかった（他の年金制度に入っていた、農業に従事していなかった等）	18%	18%	18%	26%	18%	14%	15%	38%
	3 保険料の負担が大きかった	18%	17%	19%	8%	14%	26%	25%	7%
	4 年齢的にまだ加入しなくても良いと思っていた	18%	19%	14%	30%	24%	11%	7%	0%
	5 公的年金全般への不安感	7%	7%	6%	3%	6%	8%	12%	7%
	6 保険料補助の対象外だった	3%	2%	4%	3%	3%	3%	3%	0%
	7 その他	5%	5%	6%	2%	5%	5%	4%	35%

農業者年金を知っていて、これまで加入しなかった人の主な理由は、「詳しい説明を聞く機会がなかった」、「加入資格がなかった」、「保険料の負担」等。

問6　政策支援加入しなかったその理由は？

設問	回答	全体	男性	女性	20代	30代	40代	50代	60代
通常加入の方（政策支援加入で保険料の国庫補助を受けられる方以外の方）にお聞きします。あなたが、政策支援加入をされなかった理由は何ですか。1つだけ○をつけて下さい。	1 政策支援加入の要件を満たしていない。	57%	52%	64%	41%	37%	70%	72%	67%
	2 保険料の額を自由に決めることができないから。	16%	16%	15%	29%	22%	10%	9%	8%
	3 後継者に経営継承ができるか分からないから。	15%	19%	11%	15%	23%	10%	12%	15%
	4 生涯自ら農業を営みたいから	7%	10%	4%	12%	12%	4%	5%	4%
	5 その他	7%	6%	8%	6%	8%	7%	6%	8%

政策支援に加入しなかった理由は、「政策支援加入の要件を満たしていない」が約6割を占めており、その他では、「保険料の額を自由に決めることができないから」、「後継者に経営継承ができるか分からないから」等

令和４年度における新規加入実績の要因検証

令和５年７月
農業者年金基金　企画調整室

１　市町村段階に設置している加入推進部長の活動状況の前年度比較（全国の総時間数比較）

（単位：時間）

区　　分	Ｒ３年度	Ｒ４年度
調査対象農業委員会数	1,708	1,708
加入推進部長の指導的な活動時間	18,483	18,364（0.99倍）
対策会議、加入対象者の把握、絞り込み	5,368	5,280（0.98倍）
制度の普及PR	2,777	3,207（1.15倍）
各種会議での働きかけ	2,110	2,366（1.12倍）
戸別訪問	7,604	7,511（0.99倍）

注１：業務指導等事業（Ｒ３年度、Ｒ４年度）の実績報告書を集計
注２：（　）は対前年度比較

【検証結果】

令和３年度と令和４年度の全国の活動状況を比較すると、「加入推進部長の指導的な活動時間」は約1.8万時間とほぼ同水準であり、新型コロナウイルス感染症拡大前の令和元年度の水準（約2.3万時間）及び拡大初年度の令和２年度の水準（約1.9万時間）を下回っていることから、引き続き同感染症の影響が生じていたと考えられる。

活動項目別にみると、「制度の普及 PR」及び「各種会議での働きかけ」が増加している一方、「対策会議、加入対象者の把握、絞り込み」及び「戸別訪問」がほぼ同水準で推移している。

２　新規加入実績が下がった市町村段階に設置している加入推進部長の活動状況の前年度比較（１市町村当たり）

（単位：時間））

区　　分	Ｒ３年度	Ｒ４年度
加入推進部長の指導的な活動時間	48.6	41.4（0.85 倍）
対策会議、加入対象者の把握、絞り込み	16.3	9.9（0.61 倍）
制度の普及 PR	6.6	7.3（1.11 倍）
各種会議での働きかけ	3.3	3.7（1.12 倍）
戸別訪問	20.6	20.5（0.99 倍）

注１：Ｒ４年度に５人以上減った 32 市町村の加入推進部長の活動実績を集計
注２：（　）は対前年度比較

【検証結果】

新規加入者実績が５人以上減少した市町村については、全体活動時間が前年度と比較して９割弱に減少している。
活動項目別にみると、「制度の普及 PR」及び「各種会議での働きかけ」が増加する一方、「対策会議、加入対象者の把握、絞り込み」が約６割に減少している。

３　新規加入実績が伸びた市町村段階に設置している加入推進部長の活動状況の前年度比較（１市町村当たり）

（単位：時間）

区　　分	Ｒ３年度	Ｒ４年度
加入推進部長の指導的な活動時間	38.0	29.4（0.77 倍）
対策会議、加入対象者の把握、絞り込み	10.1	12.0（1.19 倍）
制度の普及 PR	2.4	4.7（1.96 倍）
各種会議での働きかけ	5.0	2.5（0.50 倍）
戸別訪問	17.3	10.2（0.59 倍）

注１：Ｒ４年度に５人以上伸びた 16 市町村の加入推進部長の実績を集計
注２：（　）は対前年度比較

【検証結果】

新規加入実績が５人以上伸びた市町村については、全体活動時間が前年度と比較して約８割に減少している。
活動項目別にみると、「各種会議での働きかけ」及び「戸別訪問」で大きく減少する一方、「対策会議、加入対象者の把握、絞り込み」及び「制度の普及 PR」が増加し、加入実績の増加に寄与したものと考えられる。

実績がでている市町村と全国平均との活動実績の比較(R4 年度)

１　市町村段階に設置している加入推進部長の活動実績（１市町村当たり）

（単位：時間）

区　　分	全国平均（Ｒ４年度）	Ｒ４年度実績が５人以上増加した市町村（Ｒ４年度）	Ｒ３年度・Ｒ４年度の両年度とも 10 人以上の加入実績のある市町村（Ｒ３年度・Ｒ４年度）
加入推進部長の指導的な活動時間	14.9	29.4（ 2.0 倍）	77.4（ 5.2 倍）
対策会議、加入対象者の把握、絞り込み	4.3	12.0（ 2.8 倍）	21.0（ 4.9 倍）
制度の普及 PR	2.6	4.7（ 1.8 倍）	7.6（ 2.9 倍）
各種会議での働きかけ	1.9	2.5（ 1.3 倍）	20.9（11.0 倍）
戸別訪問	6.1	10.2（ 1.7 倍）	27.9（ 4.6 倍）

注１：Ｒ３年度・Ｒ４年度の両年度とも 10 人以上の加入実績があり、加入推進部長を設置している市町村は 10 市町村

注２：（　）は全国平均との比較

注３：Ｒ４年度で加入推進部長を設置している市町村数は 1,222 市町村

２　１市町村当たり活動実績

区　　分	全国平均（Ｒ４年度）	Ｒ４年度実績が５人以上増加した市町村（Ｒ４年度）	Ｒ３年度・Ｒ４年度の両年度とも 10 人以上の加入実績のある市町村（Ｒ３年度・Ｒ４年度）
加入推進名簿掲載者数	65.9 人	234.1 人（ 3.6 倍）	360.4 人（ 5.5 倍）
加入対策会議、研修会の開催	1.3 回	2.0 回（ 1.6 倍）	3.2 回（ 2.5 倍）
戸別訪問を行った加入推進者の人数	4.1 人	12.2 人（ 3.0 倍）	13.8 人（ 3.3 倍）
広報活動（農委便りへの掲載等）の実施回数	1.9 回	3.1 回（ 1.7 倍）	3.8 人（ 2.0 倍）

注１：Ｒ３年度・Ｒ４年度の両年度とも 10 人以上の加入実績のある市町村は 20 市町村

注２：（　）は全国平均との比較

３　１ＪＡ当たり活動実績　（１県１ＪＡ含む）

区　　分	全国平均 （Ｒ４年度）	Ｒ４年度実績が５人以上増加した市町村 （Ｒ４年度）	Ｒ３年度・Ｒ４年度の両年度とも 10 人以上の加入実績のある市町村 （Ｒ３年度・Ｒ４年度）
加入推進名簿掲載者数	91.0 人	262.2 人（ 2.9 倍）	328.6 人（ 3.6 倍）
加入対策会議、研修会の開催	1.1 回	2.2 回（ 1.9 倍）	4.4 回（ 3.8 倍）
戸別訪問を行った加入推進者の人数	3.0 人	7.4 人（ 2.5 倍）	9.6 人（ 3.2 倍）
広報活動（農協便りへの掲載等）の実施回数	2.2 回	3.4 回（ 1.6 倍）	6.3 回 2.9 倍）

注１：Ｒ３年度・Ｒ４年度の両年度とも 10 人以上の加入実績のあるＪＡは 46 ＪＡ
注２：（ ）は全国平均との比較

【検証結果】

①　市町村段階業務受託機関に配置している加入推進部長の活動時間について全国平均と比較すると、
ア　前年度よりも新規加入者が５人以上伸びた市町村では、全体の活動時間が約２倍、活動項目別では「対策会議、加入対象者の把握、絞り込み」が約３倍と大きくなっている。
イ　また、２年連続して一定の実績（10 人以上）がある市町村では、全体の活動時間が約５倍と大きく全国平均を上回っている。
　活動項目別においても全ての項目について大きく全国平均を上回っており、「各種会議での働きかけ」が約 11 倍、「対策会議、加入対象者の把握、絞り込み」及び「戸別訪問」が約５倍となっている。

②　市町村及びＪＡの活動実績を全国平均と比較すると、前年度よりも新規加入者が５人以上伸びた市町村とＪＡ及び２年連続して一定の実績（10 人以上）を上げている市町村とＪＡとも、すべての活動項目において全国平均を上回っている。

③　実績がでている市町村等においては、新型コロナウイルス感染症により加入推進活動が制限されている状況下にあっても、加入推進部長の積極的な指導活動の下、関係者間で協力しながら、加入対象者の把握・絞り込み、広報活動等を適切に実施し、戸別訪問につなげていく等、各加入推進活動を積極的に行っていると考えられる。

加入推進の戸別訪問等の効果検証

（平成 30～令和４年度の実績報告等を基に分析）

１　戸別訪問の効果

戸別訪問時間数の上・中・下位別にみた新規加入者数（全体・若い農業者：府県）の割合を比較すると以下のとおり

基幹的農業従事者に対する戸別訪問の時間数①	新規加入者数の割合② 上段：全体 （下段：若い農業者）	②の割合の比較 ※少ない府県を１とする
戸別訪問の時間数が多い府県（上位1/3）	０．７６％ （２．６０％）	１．５４倍 （１．５５倍）
戸別訪問の時間数が中間の県（中位1/3）	０．５８％ （１．９０％）	１．１７倍 （１．１３倍）
戸別訪問の時間数が少ない府県（下位1/3）	０．４９％ （１．６８％）	１ （１）

（注）

・①は、府県別[戸別訪問時間（平成 30～令和４年度平均）／基幹的農業従事者数（60 歳未満：平成 27 年）]で算出

・②は、府県別[新規加入者数（平成 30～令和４年度平均：全体・若い農業者）／基幹的農業従事者数（60 歳未満・39 歳以下：平成 27 年）]で算出

・加入推進部長を設置していない北海道と東京都は本分析から除き、45 府県を 15 府県毎に上位・中位・下位に分類。

・新規加入者においては、20 - 39 歳を「若い農業者」としている。

戸別訪問の「時間数が少ない府県」をベースに新規加入者数を比較すると、「時間数が多い府県」は１．５４倍、「時間数が中間の県」は１．１７倍。

戸別訪問の時間を着実に確保している府県ほど、新規加入実績を上げている。

２　重点、特別重点県指定の効果

令和４年度においては、９県を重点指定、うち２県を特別重点指定した。

重点指定県においては、県段階業務受託機関による重点市町村・ＪＡ巡回意見交換を実施するとともに基金からポスター等の資材提供を通じて広報活動を強化。

特別重点県においては、５者協議（基金、全国農業会議所、ＪＡ全中及び県段階業務受託機関）を行い、現地での意見交換をはじめとする特別活動を実施。

◎重点、特別重点県と全国とを比較した新規加入者数の推移

区　分	平成３年度		令和４年度	前年度比
全　国	52.3人	→	46.8人	89.5%
重点県	36.1人	→	38.8人	107.5%
重点県以外	56.1人	→	48.7人	86.8%

※１都道府県当たりの平均新規加入者数で比較した。

◎重点、特別重点県の新規加入者数の推移

区　分		令和３年度		令和４年度	前年度比
全　国		2,456人	→	2,198人	89.5%
	青森県	70人	→	69人	98.6%
	岩手県	38人	→	38人	100.0%
	福島県	36人	→	30人	83.3%
	茨城県	58人	→	63人	108.6%
	埼玉県（特別重点）	29人	→	34人	117.2%
	静岡県	38人	→	33人	86.8%
	愛知県（特別重点）	32人	→	35人	109.4%
	兵庫県	20人	→	25人	125.0%
	高知県	24人	→	22人	91.7%

１都道府県当たりの平均新規加入者数は、重点指定以外が対前年８６．８％であったのに対し、重点指定の県は１０７．５％と伸びている。

３　女性による加入推進の効果

（１）加入推進部長における女性の割合(多・少)からみた戸別訪問時間数の比較

加入推進部長数における 女性の割合①	戸別訪問の時間数の比較② ※少ない府県を１とする
女性の加入推進部長の割合が多い県 （上位1～10位）	１．００２倍
女性の加入推進部長の割合が少ない府県 （11位～45位）	１

（注）
- ①は、府県別　［女性加入推進部長数（５カ年平均）／加入推進部長数(10 時間以上活動)］で算出
- ②は、府県別　［戸別訪問時間（５カ年平均）／基幹的農業従事者数(60 歳未満：平成 27 年)］で算出
- 加入推進部長を設置していない北海道と東京都を分析から除いている。
- 女性加入推進部長は全国的にみてまだ配置がそれほど進んでおらず、中位・下位で有意に比較できないことから上位 10 位までとそれ以外の府県とに分類し、分析した。

（２）加入推進部長における女性の割合(多・少)からみた新規加入者数の割合の比較

加入推進部長数における女性の割合①	新規加入者数の割合② 上段:全体（下段:女性）	②の割合の比較 ※少ない府県を１とする
女性の加入推進部長の割合が多い県 （上位1～10位）	０．７４％ （０．２３％）	１．２９倍 （１．３３倍）
女性の加入推進部長の割合が少ない府県 （11位～45位）	０．５７％ （０．１７％）	１ （１）

（注）
- ②は、府県別　［新規加入者数（５カ年平均）／基幹的農業従事者数（60 歳未満：平成 27 年）］で算出

女性の加入推進部長の割合の多い県は、少ない府県と比較して戸別訪問時間はほぼ同じ水準であるものの、新規加入者数は、少ない府県と比較して全体で１．２９倍。女性で１．３３倍となっている。

	H29		H30			R1(H31)			R2			R3			R4		
	SNS	加入数	SNS	加入数	前年比	SNS	加入数	前年比	SNS	加入数	前年比	SNS	加入数	前年比	SNS	加入数	前年比
北海道		830		694	-136	LINE	631	-63	LINE	530	-101	LINE	530	0		487	-43
青森県		91		110	19		89	-21		70	-19		70	0		69	-1
岩手県		93		67	-26		57	-10		38	-19		38	0		38	0
宮城県		57		53	-4		58	5	WEB広告	43	-15	WEB広告	43	0	WEB広告	42	-1
秋田県		36		47	11		39	-8		46	7		46	0		46	0
山形県		90		66	-24		66	0		68	2		68	0		63	-5
福島県		58		47	-11		39	-8		36	-3		36	0		30	-6
茨城県		58		71	13		59	-12		58	-1		58	0		63	5
栃木県		69		76	7		68	-8		71	3		71	0		57	-14
群馬県		68		65	-3		45	-20		31	-14		31	0	WEB広告	29	-2
埼玉県		60		48	-12		38	-10	動画配信	29	-9	動画配信	29	0	動画配信	33	4
千葉県		129		104	-25		84	-20		82	-2		82	0		65	-17
東京都		16		11	-5		10	-1		10	0		10	0		6	-4
神奈川県		34		49	15		49	0		54	5		54	0		48	-6
新潟県		77		74	-3	WEB広告	76	2	WEB広告	52	-24	WEB広告	52	0	WEB広告	49	-3
富山県		7		6	-1		4	-2		8	4		8	0		8	0
石川県		12		6	-6		8	2		14	6		14	0		9	-5
福井県		10		6	-4		8	2		10	2		10	0		1	-9
山梨県		22		13	-9		22	9		19	-3		19	0		10	-9
長野県		156		111	-45		119	8		116	-3		116	0		113	-3
岐阜県		28		47	19		21	-26		18	-3		18	0		34	16
静岡県		62		46	-16		53	7		38	-15		38	0		32	-6
愛知県		32		28	-4		33	5		32	-1		32	0		33	1
三重県		12		11	-1		7	-4		14	7		14	0		7	-7
滋賀県	WEB広告	2	WEB広告	5	3	WEB広告	13	8	音楽配信アプリ	8	-5	音楽配信アプリ	8	0	WEB広告	13	5
京都府	WEB広告	26	WEB広告	36	10	WEB広告	18	-18	音楽配信アプリ	28	10	Twitter	28	0	WEB広告	28	0
大阪府		11		10	-1	WEB広告	11	1	音楽配信アプリ	9	-2	音楽配信アプリ	9	0	WEB広告	10	1
兵庫県		23		31	8	WEB広告	19	-12	音楽配信アプリ	21	2	音楽配信アプリ	21	0	WEB広告	24	3
奈良県		14		14	0	WEB広告	16	2	音楽配信アプリ	23	7	音楽配信アプリ	23	0	WEB広告	11	-12
和歌山県		65	WEB広告	40	-25	WEB広告	44	4	音楽配信アプリ	53	9	音楽配信アプリ	53	0	WEB広告	23	-30
鳥取県		22		16	-6		20	4	動画配信	19	-1	テレビCM	19	0	テレビCM	18	-1
島根県		12		11	-1		12	1		14	2		14	0		13	-1
岡山県		17		23	6		16	-7		10	-6		10	0		14	4
広島県		10		15	5		10	-5		17	7		17	0		20	3
山口県		23		15	-8		16	1		16	0		16	0		16	0
徳島県		32		23	-9		31	8		14	-17		14	0		18	4
香川県		14		11	-3		13	2		11	-2		11	0		9	-2
愛媛県		40		37	-3		57	20		61	4		61	0		55	-6
高知県		43		48	5		37	-11		24	-13		24	0		22	-2
福岡県		45		55	10		52	-3		61	9		61	0		61	0
佐賀県		63		53	-10		65	12		58	-7		58	0	WEB広告	67	9
長崎県		117		106	-11		89	-17		103	14		103	0		75	-28
熊本県		149		135	-14		136	1	動画配信	140	4	動画配信	140	0	動画配信	113	-27
大分県		35		37	2	WEB広告	43	6	WEB広告	34	-9	WEB広告	34	0	WEB広告	55	21
宮崎県		88		106	18		105	-1		99	-6		99	0		61	-38
鹿児島県		116		109	-7		111	2		124	13		124	0		66	-58
沖縄県		33		21	-12		20	-1		29	9		29	0		23	-6
合計	2	3,107	3	2,813		9	2,637		13	2,463		13	2,463		14	2,187	
												12(テレビ除き)			13(テレビ除き)		

	H29		H30			R1(H31)			R2			R3			R4		
	ラジオ	加入数	ラジオ	加入数	前年比	ラジオ	加入数	前年比	ラジオ	加入数	前年比	ラジオ	加入数	前年比	ラジオ	加入数	前年比
北海道	○	830	○	694	-136	○	631	-63	○	530	-101	○	530	0	○	487	-43
青森県	○	91	○	110	19	○	89	-21	○	70	-19	○	70	0	○	69	-1
岩手県	○	93	○	67	-26	○	57	-10	○	38	-19	○	38	0	○	38	0
宮城県		57	○	53	-4	○	58	5	○	43	-15	○	43	0	○	42	-1
秋田県	○	36	○	47	11	○	39	-8	○	46	7	○	46	0	○	46	0
山形県		90		66	-24		66	0	○	68	2	○	68	0	○	63	-5
福島県	○	58	○	47	-11	○	39	-8	○	36	-3	○	36	0	○	30	-6
茨城県	○	58	○	71	13	○	59	-12	○	58	-1	○	58	0		63	5
栃木県		69	○	76	7	○	68	-8	○	71	3	○	71	0		57	-14
群馬県	○	68	○	65	-3	○	45	-20	○	31	-14	○	31	0		29	-2
埼玉県		60		48	-12		38	-10		29	-9		29	0		33	4
千葉県	○	129	○	104	-25	○	84	-20	○	82	-2	○	82	0	○	65	-17
東京都	○	16		11	-5		10	-1		10	0		10	0		6	-4
神奈川県		34		49	15		49	0		54	5		54	0		48	-6
新潟県		77	○	74	-3	○	76	2	○	52	-24	○	52	0	○	49	-3
富山県		7		6	-1		4	-2		8	4		8	0		8	0
石川県		12		6	-6		8	2		14	6		14	0		9	-5
福井県	○	10	○	6	-4	○	8	2	○	10	2	○	10	0	○	1	-9
山梨県		22		13	-9		22	9		19	-3		19	0		10	-9
長野県	○	156	○	111	-45	○	119	8	○	116	-3	○	116	0	○	113	-3
岐阜県		28		47	19		21	-26		18	-3		18	0	○	34	16
静岡県		62	○	46	-16	○	53	7	○	38	-15	○	38	0	○	32	-6
愛知県	○	32	○	28	-4	○	33	5	○	32	-1	○	32	0	○	33	1
三重県		12		11	-1		7	-4		14	7		14	0	○	7	-7
滋賀県	○	2	○	5	3	○	13	8	○	8	-5	○	8	0		13	5
京都府	○	26	○	36	10	○	18	-18	○	28	10		28	0		28	0
大阪府	○	11	○	10	-1	○	11	1	○	9	-2	○	9	0		10	1
兵庫県	○	23	○	31	8	○	19	-12	○	21	2	○	21	0		24	3
奈良県	○	14	○	14	0	○	16	2	○	23	7	○	23	0		11	-12
和歌山県	○	65	○	40	-25	○	44	4	○	53	9	○	53	0	○	23	-30
鳥取県		22		16	-6	○	20	4	○	19	-1	○	19	0	○	18	-1
島根県		12	○	11	-1	○	12	1	○	14	2	○	14	0		13	-1
岡山県		17	○	23	6		16	-7		10	-6		10	0		14	4
広島県	○	10		15	5		10	-5		17	7		17	0		20	3
山口県	○	23	○	15	-8	○	16	1	○	16	0	○	16	0	○	16	0
徳島県	○	32	○	23	-9	○	31	8	○	14	-17	○	14	0	○	18	4
香川県		14		11	-3	○	13	2	○	11	-2	○	11	0	○	9	-2
愛媛県		40	○	37	-3	○	57	20	○	61	4	○	61	0	○	55	-6
高知県	○	43	○	48	5	○	37	-11	○	24	-13	○	24	0	○	22	-2
福岡県	○	45	○	55	10	○	52	-3	○	61	9	○	61	0	○	61	0
佐賀県		63	○	53	-10		65	12	○	58	-7	○	58	0	○	67	9
長崎県	○	117		106	-11	○	89	-17	○	103	14	○	103	0	○	75	-28
熊本県	○	149	○	135	-14	○	136	1	○	140	4	○	140	0	○	113	-27
大分県	○	35	○	37	2	○	43	6	○	34	-9	○	34	0	○	55	21
宮崎県	○	88	○	106	18	○	105	-1	○	99	-6	○	99	0	○	61	-38
鹿児島県	○	116	○	109	-7	○	111	2	○	124	13	○	124	0	○	66	-58
沖縄県	○	33	○	21	-12	○	20	-1	○	29	9	○	29	0	○	23	-6
合計	29	3,107	34	2,813		35	2,637		37	2,463		36	2,463		30	2,187	

宮城県農業会議　WEBサイト、アプリを使ったPR

若年層
WEBサイトとアプリの表示例

Googleのディスプレイ広告やYouTubeの
動画広告を活用し広く周知活動

京都府農業会議作成チラシ

- 市町村の広報誌に挟み込み
- 加入推進委員１人５枚ずつの配布

近畿ブロック作成PR動画 「すごい年金に入った人が言ってみた」篇

現状使用している
ラジオ CM をもとに
実際に農業者年金に入っている農家の方に
話してもらう想定です。

♫（サウンドロゴ）
農業者年金

農家の旦那さん：
80 歳までの保証付きの終身年金で

自分のために積み立てて
安全運用の確定拠出タイプやから
よかったわ

農家の奥さん：
お父さんすごいわ

農家の旦那さん：
すごいのは農業者年金や

農家の女性 A：うちは 2 万円
農家の女性 B：うちは 3 万円
農家の女性 C: うちは 4 万円
農家の女性 D：うちは 6 万 7000 円

農家の女性 A：とこのように農業者年金
の保険料は月額 2 万円から 6 万 7000
円まで自由に設定できるんやで！
農家の女性 B: 年金の掛け金全部控除の
対象になるから節税にもなるし
農家の女性 C：夫婦で入れば倍でおとく
農家の女性 D: うちは 6 万 7000 円

農家の奥さん：
条件をみたせば
月額 2 万円のうち最大 1 万円を
国が補助してくれるんやて

農家の旦那さん：
条件ってなんやろ
農家の奥さん：
わたしも知らんわ

はいりたくなったら
農業者年金で検索

YouTube、Twitter
を活用し、実際に農業
者年金加入の農家の方
の動画発信予定

神奈川県農業会議・JA神奈川県中央会が作成した デジタルサイネージ広告 神奈川中央交通バスの車内広告

（後部板広告）

島根県農業会議が作成したバス広告

熊本県農業会議・JA 熊本中央会 作成 PR 動画

「一人一人の農業者を応援する 農業者年金制度について」
【URL】https://youtu.be/f_L0dGS_Ya8 （YouTube）

静岡県農業会議が作成したチラシ

QRコードにアクセスすると
加入者の音声を聞くことができます

第２　業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

１　業務改善の推進

２　電子化の推進

３　運営経費の抑制

４　調達の合理化

令和5年6月27日

令和5年度 独立行政法人農業者年金基金 調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年5月 25 日総務大臣決定）に基づき、独立行政法人農業者年金基金は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、令和5年度独立行政法人農業者年金基金調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1．調達の現状と要因の分析

（1） 競争性のない随意契約

農業者年金基金における令和4年度の契約状況は、表1のとおり、契約件数は 33 件、契約金額は 8.3 億円である。このうち、競争性のある契約は 27 件（81.8%）、契約金額は 4.3 億円（51.2%）、競争性のない随意契約は 6 件（18.2%）、契約金額は 4.1 億円（48.8%）である。

競争性のない随意契約は、目標値である前中期目標期間の平均件数 8 件以下であり、目標を達成した。

表1 令和4年度の農業者年金基金の調達全体像

（単位：件、億円）

	目標値(前中期目標期間平均)		前年度（R3）		当年度（R4）		比較増△減（対目標値）		比較増△減（対前年度）	
	件数	（金額）	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	（ 67.7 %） 21	（ 61.0 %） 3.8	（ 77.1 %） 27	（ 83.3 %） 11.3	（ 75.8 %） 25	（ 42.3 %） 3.5	（ 19.0 %） 4	（ △7.9 %） △0.3	（ △7.4 %） △2	（ △68.8 %） △7.8
企画競争・公募	（ 6.5 %） 2	（ 3.7 %） 0.2	（ 11.4 %） 4	（ 11.0 %） 1.5	（ 6.1 %） 2	（ 8.9 %） 0.7	（ － %） －	（ 222.4 %） 0.5	（ △50.0 %） △2	（ △50.2 %） △0.7
競争性のある契約（小計）	（ 74.2 %） 23	（ 64.7 %） 4.1	（ 88.6 %） 31	（ 94.3 %） 12.8	（ 81.8 %） 27	（ 51.2 %） 4.3	（ 17.4 %） 4	（ 5.3 %） 0.2	（ △12.9 %） △4	（ △66.6 %） △8.5
競争性のない随意契約	（ 25.8 %） **8**	（ 35.3 %） 2.2	（ 11.4 %） **4**	（ 5.7 %） 0.8	（ 18.2 %） **6**	（ 48.8 %） 4.1	（ △25.0 %） **△2**	（ 83.6 %） 1.8	（ 50.0 %） 2	（ 427.5 %） 3.3
合 計	（ 100 %） 31	（ 100 %） 6.3	（ 100 %） 35	（ 100 %） 13.5	（ 100 %） 33	（ 100 %） 8.3	（ 6.5 %） 2	（ 32.9 %） 2.1	（ △5.7 %） △2	（ △38.5 %） △5.2

（注1） 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。
（注2） 各計数欄の（ ）書きは、当該年度の合計件数・金額に占める割合である。（但し、（注3）を除く。）
（注3） 比較増△減欄の（ ）書きは、増減率である。

（2） 一者応札・応募

農業者年金基金における令和4年度の一者応札・応募の状況は、表2のとおり、契約件数は 15 件（55.6%）、契約金額は 3.8 億円（88.8%）である。

一者応札・応募となった契約は、目標値である前中期目標期間の平均件数 6 件を超え、目標を達成できなかった。

表2 令和4年度の農業者年金基金の一者応札・応募状況

（単位：件、億円）

		目標値(前中期目標期間平均)		前年度（R3）		当年度（R4）		比較増△減（対目標値）		比較増△減（対前年度）	
2者以上	件数	17	（ 73.9 %）	19	（ 61.3 %）	12	（ 44.4 %）	△5	（ △29.4 %）	△7	（ △36.8 %）
	金額	0.9	（ 22.3 %）	1.2	（ 9.7 %）	0.5	（ 11.2 %）	△0.4	（ △46.8 %）	△0.8	（ △61.4 %）
1者	件数	**6**	（ 26.1 %）	12	（ 38.7 %）	**15**	（ 55.6 %）	**9**	（ 150.0 %）	3	（ 25.0 %）
	金額	3.2	（ 77.7 %）	11.5	（ 90.3 %）	3.8	（ 88.8 %）	0.6	（ 20.2 %）	△7.7	（ △67.1 %）
合 計	件数	23	（ 100 %）	31	（ 100 %）	27	（ 100 %）	4	（ 17.4 %）	△4	（ △12.9 %）
	金額	4.1	（ 100 %）	12.8	（ 100 %）	4.3	（ 100 %）	0.2	（ 5.3 %）	△8.5	（ △66.6 %）

（注1） 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。
（注2） 合計欄は、競争性のある契約（競争入札、企画競争、公募）の合計である。
（注3） 各計数欄の（ ）書きは、当該年度の合計件数・金額に占める割合である。（但し、（注4）を除く。）
（注4） 比較増△減欄の（ ）書きは、増減率である。

一者応札・応募件数のうち主なものは、記録管理システム改修等の案件が6件、印刷関係の案件が4件だった。

目標件数を上回った要因としては、一般的にシステム関係の契約については現行契約事業者が有利であり一者応札になる傾向が強く、また、記録管理システムは昭和 40 年代から一事業者により開発されており、過去からの年金制度を熟知していないと対応が難しいこと等があげられる。(6件:表3の(2)の ①参照)

印刷については、原材料の高騰(木材、原油、石炭などの資源高)と円安の進行などによる印刷用紙代と電力価格の急激な高騰により、過去の契約実績額を勘案すると価格面での厳しさが入札参加者を減少させた要因と考えられる。(4件:表3の(2)の②参照)

なお、これらの要因を除けば5件であり、目標件数を下回る結果となった。(表4参照)

当該5案件の一者応札・応募について、入札の参加を辞退した事業者の主な理由は次のとおりだった。

① 前回の落札価格での対応は困難であり、コストに見合った収益を確保できない 2件。

② 要員を確保できない 2件。

③ 半導体不足の影響により納期までに数量を確保することが難しい 1件。

表3 記録管理システム改修等及び印刷関係の令和4年度の農業者年金基金の一者応札・応募状況

(単位:件、億円)

		目標値(前中期目標期間平均)	前年度(R3)	当年度(R4)	比較増△減(対目標値)	比較増△減(対前年度)
2者以上	件数	—	2 (18.2 %)	4 (28.6 %)	—	2 (100.0 %)
	金額	—	0.4 (3.3 %)	0.1 (4.1 %)	—	△0.3 (△64.9 %)
1者	件数	—	9 (81.8 %)	10 (71.4 %)	—	1 (11.1 %)
	金額	—	11.3 (96.7 %)	3.2 (95.9 %)	—	△8.1 (△71.7 %)
合 計	件数	—	11 (100 %)	14 (100 %)	—	(- %)
	金額	—	11.7 (100 %)	3.3 (100 %)	—	△8.4 (△71.5 %)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。
(注2) 合計欄は、競争性のある契約(競争入札、企画競争、公募)の合計である。
(注3) 各計数欄の( )書きは、当該年度の合計件数・金額に占める割合である。(但し、(注4)を除く。)
(注4) 比較増△減欄の( )書きは、増減率である。

(1)令和4年度の契約のうち、2者以上の契約
①記録管理システム改修等(1件)
・農業者年金記録管理システムのプログラム仕様等調査業務
②印刷(3件)
・令和5年度「農業者年金振込・支払通知書」等圧着ハガキの印刷、圧着及び郵便局への持ち込み業務
・「農業者年金を受給するには(令和5年度版)」に係る印刷、製本及び発送業務
・農業者年金PR用資材(5種)、「重要事項のご案内」及び「農業者年金受給権者の皆様へ」の原稿作成、印刷、発送業務

(2)令和4年度の契約のうち、特殊な要因により1者となった契約
①記録管理システム改修等(6件) ※番号は資料一1の一者応札・応募の番号
・3制度改正プロジェクト支援及びシステム改修等におけるコンサルティング業務
・5マイナンバー活用に係る農業者年金システム改修の要件定義等業務
・6中間サーバ JBoss EAPバージョンアップ時の影響調査及びプログラム修正
・7記録管理システム及び中間サーバMicrosoft Edge利用時の影響調査
・8マイナンバー活用に係る農業者年金システム改修の設計・開発等業務
・15サーバ機器更改及びCOBOLバージョンアップ対応の要件定義等業務
②印刷(4件)
・10農業者年金に係る令和4年分の公的年金等の源泉徴収票(受給者交付用)等の作成及び送付
・12令和5年度農業者年金に係る勧奨状(ハガキ・封書)及び受給可能者等リストの印刷発送等
・13令和5年度「農業者年金証書(裁定通知書)」等個人宛帳票及び「処理結果一覧(給付課分)」等受託機関宛帳票の作成、封入、封緘及び郵便局への持ち込み業務
・14「令和5年度農業者年金振込・支払通知書、現況届、現況届提出対象者一覧表、再確認該当者リスト、市区町村別件数表封筒等の作成、印刷、封入・封緘及び郵便局への持込み(発送)業務」

表4　記録管理システム改修等及び印刷関係を除く令和4年度の農業者年金基金の一者応札・応募状況

（単位：件、億円）

		目標値(前中期目標期間平均)	前年度（R3）	当年度（R4）	比較増△減（対目標値）	比較増△減（対前年度）
2者以上	件数	17　（ 73.9 %）	17　（ 85.0 %）	8　（ 61.5 %）	△9　（ △52.9 %）	△9　（ △52.9 %）
	金額	0.9　（ 22.3 %）	0.9　（ 80.4 %）	0.3　（ 37.0 %）	△0.6　（ △62.0 %）	△0.5　（ △59.7 %）
1者	件数	6　（ 26.1 %）	3　（ 15.0 %）	5　（ 38.5 %）	△1　（ △16.7 %）	2　（ 66.7 %）
	金額	3.2　（ 77.7 %）	0.2　（ 19.6 %）	0.6　（ 63.0 %）	△2.6　（ △81.5 %）	0.4　（ 181.5 %）
合　計	件数	23　（ 100 %）	20　（ 100 %）	13　（ 100 %）	△10　（ △43.5 %）	△7　（ △35.0 %）
	金額	4.1　（ 100 %）	1.1　（ 100 %）	0.9　（ 100 %）	△3.1　（ △77.1 %）	△0.1　（ △12.6 %）

（注1）　計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。
（注2）　合計欄は、競争性のある契約（競争入札、企画競争、公募）の合計である。
（注3）　各計数欄の（　）書きは、当該年度の合計件数・金額に占める割合である。（但し、（注4）を除く。）
（注4）　比較増△減欄の（　）書きは、増減率である。

2．重点的に取り組む分野

上記１の現状分析及び今年度予定している調達等を踏まえ、総合的な検討を行った結果、引き続き以下の取組を実施することで、調達手続きにおける競争性・透明性の確保に努め、経費の節減を目指す。

① 入札等における公告期間の十分な確保
② 業務準備期間・履行期間の十分な確保
③ 入札参加業者の掘り起し
④ 応募要件・仕様書の内容等の見直し

【評価指標】

・競争性のない随意契約及び一者応札・応募について、今中期目標期間の平均件数が前中期目標期間の平均件数以下となることとし、令和５年度においては、随意契約は8件以下、一者応札・応募は7件以下とする

・これまでに実施している仕様書等の電子配布、発注予定の事前公表及びオープンカウンター方式の取り組みを継続し、また、競争性のない随意契約として継続している案件についても、契約内容や方式を随時見直し、更なる透明性の確保及び経費削減に努める

3．調達に関するガバナンスの徹底

（1）　随意契約に関する内部統制の確立

少額随意契約を除く随意契約案件については契約締結前に、法人内に設置した契約審査委員会に付議し、会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から審査を受ける。

【評価指標】

・随意契約案件について適切な審査を受ける

（2）　不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組

職員研修等により、適正な調達手続きについて、職員への周知徹底を図る。

【評価指標】

・適正な調達手続きについての研修を実施する

4．自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、原則、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5. 推進体制

（1） 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、総務担当理事を委員長とする契約審査委員会を活用し、調達等合理化にも取り組むものとする。

委員長	総務担当理事
委員長代理	業務担当理事
委員	企画調整室長、総務部長、業務部長、資金部長、法令担当審理役、数理役、情報化統括責任者補佐官（CIO 補佐官）

（2） 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、その審議概要を公表する。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果については、農業者年金基金のホームページにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。

５　組織体制の整備等

第３　財務内容の改善に関する事項

財務内容の改善に関する事項

第４　予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

第５　短期借入金の限度額

第６　その他主務省令で定める業務運営に関する事項

１　職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）

２　積立金の処分に関する事項

３　内部統制の充実･強化

４　情報セキュリティ対策及び個人情報保護の強化・徹底

５　情報公開の推進

６　業務運営能力の向上等